

第21日目(3月22日)

議長(駒形正博君) おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は43名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、関佐市君、入院のため欠席。貝瀬厚一君、通院のため早退であります。届け出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は配布のとおりといたします。

日程第1、第31号議案、平成17年度南魚沼市一般会計予算の歳出審議を続行いたします。第11款、災害復旧費の説明を求めます。

農林課長 (説明を行う。)

建設課長 (説明を行う。)

議長 災害復旧費に対する質疑を行います。

松原良道君 1点だけちょっと確認をさせていただきたいんですが、農林災害の復旧事業のいわゆる受益者の分担金についてです。通常の農地災害復旧であれば、例えば農地については受益者負担、いわゆる5パーセントの負担金を納めるという。そして農業施設、あるいは林道施設等については1.5パーセントという分担金の条例が決まっているわけです。けれども今回、農地災害が若干認定をされていると思うんですけども、今回のように激甚災害の適用になった場合には、いわゆる個人であろうが受益者のその5パーセントという分担金は免除というかたちの確認でいいんですか。その点、1点お願いします。

小倉一朗君 関連。ついでですので、県の方でも3、000億円の基金を造成している対象があるのですが、今は関連ですので農地だけで結構です。多分個人の手直しのやつも説明会があったかと思いますが、そのことについても、聞いた範囲で結構ですので、県の方の説明についてお教えいただきたい。

農林課長 松原議員さんの方の件でございますが、これにつきましては、おっしゃるとおり激甚法に指定されたというようなことで、市の条例のなかにも「激甚法に指定された場合」という減免または免除することができるという規定がございますので、それに基づきまして全額負担、受益者負担金については免除させていただいたところです。

それから県の方で基金等を作って災害復旧等に対処しようということで、説明会等があったんですけども私どもの農林課の方でちょっと行っていませんが、聞いたところでは、基金等を使って早めに農地、また農業集落の活性化というようなことで知恵を出せと言われております。具体的なものはまだ決まっておりませんが、これからそういう話が徐々にこちらの方にも来ますので、取り組んでいきたいというふうに考えております。

松原良道君 ありがとうございます。それで今、担当課の方で要はいわゆる農地災害、どの程度、何箇所くらい激甚の適用ということで把握しているのか、その辺をお願いいたします。

農林課長 農地災害につきましては、下出浦地区他 8ヶ所を災害査定の方に出してあります。

関 忠良君 ただ今の説明では、地震災害の総務復旧費のなかに 550 万円ほど上がっていましたけれども、その他の商工観光施設ですか、これが対象になっているのか。例えば藪神地区のまほろばとか、それから浦佐の働く婦人の家の災害復旧に対する予算というのはどういう位置付けになっているかお聞かせ下さい。

財政課長 まほろばの復旧費につきましては、既に本年度の補正第 2 号でございますが、そのなかで予算措置をしてありますので、発注をこれからしようという段階でございます。

商工観光課長 同じく既に予算措置をされておりますので、この後発注される予定でございます。

志太喜恵子君 1 点だけお伺いします。農林施設災害復旧費の予算が本年度の予算は非常に少なく、前年度予算が非常に多いという数字が出ていますが、私は災害があった後でなぜこんなに少ないのかなというふうに感じますけれども、その内訳を教えてくださいませんか。

農林課長 前年度と今年度の差でございますが、前年度につきましては、水害等で大和町が被災したわけですが、それらの予算が大和町から 11 款の方に載ってきたというふうなことで、災害の金額が前年度、今年度変わっということでございます。

志太喜恵子君 私、決算のときにすごく予算が残っていたということに不信を抱いて質問した覚えがあるんです。何か私の勘違いで、地震に対しての災害が早く対応して合併になってしまったからそれが残ったというふうには私は理解してしまったのですけれど、そうではなくて復旧が終わらないうちに合併になったから合算されたというふうにお答えいただいたと思うんです。私が更にその予算を次の復旧にちゃんと充てていただけたのかと言ったら、そうなると思いますというふうなお話を聞いた覚えがあります。けれどもあまりにもその残っていた額が多かったもので、またここが前年度の予算が多くて、今年度が地震がありながら、あまり農林業の方に上がっていないということに不信抱いたんですが、もう少し詳しく。

農林課長 この金額につきましては、梅雨災の予算を補正予算で、市の方に上げさせていただいたわけでございますけども、先ほど話しましたように、地震等がきてそのなかなか工事が発注できないということで、繰越をさせていただいて 17 年度事業のなかで取り組んでいくということになります。

笠原幹夫君 災害の項目ですのでお聞きしたいんですが、五日町スキー場の災害についてです。下の方は土地改良関連でやるようなことになっているようですが、上の方の被災箇所については、非常にいろいろ難しいということですが、自然災害には間違いないので、方向付けとしてはどういう方向付けになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

市長 五日町スキー場の上部の方の災害につきましては、雪消え後に工法、それらを検討したうえで、どういう工法がいいのか、そしてどの程度の金額がかかるのか、そこにじゃあ市としてどの程度の関与をしなければならんのか、これらも含めて 6 月なり 9 月なり

の補正で対応ということですので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第11款、災害復旧費に対する質疑を終わります。

議 長 第12款、公債費、第13款、諸支出費、第14款、予備費の一括説明を求めます。財政課長。

財政課長 (説明を行う。)

議 長 第12款、第13款、第14款に対する質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。以上で第31号議案、平成17年度南魚沼市一般会計予算に対する質疑を終わります。これより討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

岡村雅夫君 一般会計に反対の立場で討論に参加いたします。合併すればサービスの維持が可能と、あるいは財政的にもメリットがあり、10年間は大丈夫。さらに5年間も優遇措置があると合併を推進してきた結果の予算であります。また三位一体改革とやらで役割分担で地方への財源移譲が唱えられ、期待があったかと思いますが、本質は国の財政事情で財源の委譲は思うようにいかず、蛇口を絞るだけであるということは明白であります。またそれに拍車をかけるが如く、小泉内閣は今後2年間で7兆円の国民への負担増を計画しています。所得税、住民税の定率減税の半減とまた廃止。また各種控除の廃止が計画されております。また国立大学の授業料の値上げ、年金課税の強化、介護保険の利用者負担増。また新たに200万件の中小零細業者と農家に消費税の納税義務を果たす消費税の免税店の引き下げ1,000万円以上であります。その後にはまた2007年度から消費税増税も計画にあがってきておるところであります。これらの増税路線は、あるいは負担増路線は国民生活を更に冷え込ませ、所得の増は見込めず、また税収の減に？がるというふうに考えます。

そこで地方自治体は更に矛盾を抱え、財源不足の行く先はサービス低下に？がざるを得ないというふうに考えます。本予算案は既に財政調整基金を5億円取崩し、そして繰越金1億円を見込んでの苦肉の予算編成であったわけであります。合併事務に追われ、根本的な対策をとれずに出発し、また今年度は塩沢町との合併事務に明け暮れる1年となるであります。市長自ら本格的な予算編成は平成18年度予算からとなると言われておりますが、市政の停滞は許されません。本来なら2町合併の協議の段階で事務事業の見直しをし、来るべき財政難に向けての検討を加え、財政シミュレーションを繰り返し行った暁に合併をし、初期の目的達成に邁進すべきところでありました。またしても、塩沢町との合併騒動で先延ばしの行財政運営となってしまうわけであります。この責任は大きいものであるというふうに考えます。

合併が生き残りの道との神話は検証されることもなく、推進されていくわけであります。市民の行政不信は益々強まっていくものと考えます。私は今、一番市政に望まれていることは、両町の施策を併せて、現状でよしという施策ではなく、先ほど申し上げましたが、やはり私は負担増のなかでの基本的生活の負担軽減を常に図っていくことが、今、行政の責務であるというふうに考えております。直接住民と接する地方自治体、そしてこの末端自治体である我が市は、直接住民と接してその状況は感知できるわけであります。またそこから施策が生まれてこなければならぬものというふうに考えております。

議論のなかでもございましたが、国保税の負担の問題、あるいは保育料がどう果たされているか、あるいは教育関連の負担金についての問題、上下水道料金の問題、滞納の額を見ただけでもそういった実情はわかるものというふうに考えます。私は最低限、合併で不利益、あるいは負担増はあってはならない。それが公約であったというふうに考えております。そういった変化のなかでは、やはりそこにこそ一般会計繰り入れが必要であり、段階的な補正がなされていかなければならないというふうに考えております。

またこの予算案審議のなかでも各種事業の問題で幾つか問題になりました。新たな事業としては、コシヒカリ紙の開発、販売計画であります。また引き続いての事業であれば林道大崎水尾線、あるいは農業構造改善事業。補助金があるということで、取り組みをしたわけですが、事業を進めることによってその負担は続くと、その結果非常にその負担が重くなってきているという現象が現れた予算ではないかなというふうに考えます。やがてこの事業の見直しもやっていかなければならないものというふうに考えております。

以上、私は今後は合併によつての財政再建という夢ではなく、真の行政改革を進め、市民が安心して暮らせる施策をあみ出し、市長が唱えておりますけれども、そしてまたこの市で自己完結型で皆さんが安心して住まれる市政を作っていかなければならないものと思っております。以上これから市民に来る深刻な実態に立つての、今後の施策を必要という立場で私は反対討論といたします。以上です。

議 長 次 に 原 案 に 賛 成 者 の 発 言 を 許 し ま す 。

若井達男君 私は平成17年度一般会計予算に賛成する者でございます。そういう立場から討論に参加させていただきます。井口現市長さんは15年に六日町の町長として初当選されました。そしてその15年は前任者の予算に基づいて、これをきちっと執行して参りました。そして昨年、今年の16年度予算を自らの手で作りあげ、今執行最中であるというなかに、それぞれ町長時の公約、これは本議会でも市長から答弁がございましたように、遂行されてきております。そして今年度につきましては、11月に大和町、六日町の両町の合併をみて、南魚沼市というなかで予算執行、1市2政制度というもとで予算執行がされております。またこの先、この17年度予算の途中には10月1日、塩沢町が編入合併されてきます。

そうしたなかで176億円という予算で向かわれるわけですが、これは市長そのもの所信表明でも述べておられますが、積極型予算なんだということに触れられております。内容は

皆さんご存知だとは思いますが、見てみれば、この前年度予算に比較して9.4パーセントの約18億円減になっておるわけです。減税補填債の借り換え、有機センター建設費の一括、または災害復旧等の特殊な原因によるものであって、これらを差し引いたときの数字、176億円は決して住民のサービスに影響が出るものではありません。今年度同様の執行ができるものと私は信じております。

またそうしたなか、井口市長が11月市長選に向けたときの自分の政治信条、姿勢。これが市民の生命、財産を守るんだというもとに災害に強いまちづくりということで立ち上がりました。そしてやはり、これも先ほど申し上げましたように、公約は市民、地域住民に対する最大の約束でございます。とにかく災害体制を立ち向かわなくてはいけないんだという中に、大きくこれも井口市政の特徴が現れております。議会初日の補正、これにつきましても、第2次補正で1億5,600万円という防災無線関連。そして併せて本予算のなかにおきましても、総じて2億2,900万円の災害復旧に対する防災無線を、事業を継承しております。これらはやはり本人が災害に強い町でなくては駄目なんだと。その中に地域完結型まちづくりができるんだというものの現れでございます。

前者の方から反対討論で指摘されました繰越金の繰り入れ、前年度の1億円ですね。繰り入れと、それから財政調整基金の取崩し5億円、これらは指摘されるところでありますが、内容的には17年度の投資的経費といわれる電算システム統合、有機センターの建設事業費、防災無線、今ほど申し上げました防災無線整備費、それから災害復旧費と、これらは17年度の単年度の投資的経費であると言われます。これらの合算は今ほど申し上げました、6億円をはるかに上まっている金額でございます。今年の予算がきちんと遂行されれば18年度以降、本人が申し上げておりますように。井口市政の特徴が出すんだと、出てくるんだということに？ がってきます。

そうしたなか、今年17年度から17年度～18年度にかけてまず国土調査の準備に入ると。そして合わせたなかで都市計画に基づく用途地域の見直し等、これらを行うことによって税の公平さ、税財源のきちんとした安定を図ることによって弾力に富んだ市政運営ができるというふうには私は確信しております。そしてまたそのなかに特例債の有効活用、これをきちんとして行うことによって、1年後、2年後、3年後にはやはり財政調整基金が元に戻る、それ以上に積み上げられていくというふうには私は感じておるところでございます。願うことは、この176億円をいかにきちんと執行するかということではありますが、それは今度私ども議会の立場として、やはりそれなりのチェック機能を果たしていかなければならないというふうには感じておるところでございます。以上、大雑把に述べさせていただきましたが、17年度予算、176億円につきましては、どうか全員の皆さんのご賛同をお願いするところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 では、引き続き原案に賛成者の発言を許します。9番、牛木智恵美君。

牛木智恵美君　私は一言、賛成の立場で討論に参加させていただきます。全ての施策はこれからの世代に対する責任と、現在とのバランスを考えた上で行われるべきだと私はこう思っております。先ほど反対の方は合併の事例を挙げましたけれども、これは持続可能な行財政、社会保障というものを目指して私たちは合併に進んだ結果でございます。この合併というものは半年や1年で結果が出るものではないと、皆さんそういった考えでこの合併に進んだものと思っておりますが、5年、10年、15年、また50年先を見通して、長い目で見て結果が出るものでございます。

また行政サービス、行政サービスと言いましても、これは皆が支払う税金の対価としてのサービスであると、こういうふうに思っております。負担は少なく、サービスは最大限にとっても言っても、そのためには裏づけとなるしっかりとした財源が必要でございます。この場にいるお一人お一人が皆さん誰よりもよくわかっていることだと思っておりますが、この17年度予算、数あった災害等のなかで精一杯の予算組と思っております。是非皆様のご賛同をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議　　長　　ほかに。以上で討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決をします。第31号議案、平成17年度南魚沼市一般会計予算本案は原案のとおり決定することに賛成に諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。よって第31号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　これから特別会計予算の審議に入りますが、審議に直接関係しない各課長等は本会議に出席しないで平常業務に就いていただいで結構であります。

議　　長　　日程第2、第32号議案、平成17年度南魚沼市場水設備維持管理特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市　　長　　（提案理由の説明を行う。）

農林課長　（説明を行う。）

議　　長　　質疑を行います。

笠原幹夫君　この会計については今まで六日町の議会の当時から、それぞれ施設については管理組合等もあって管理されるので、あまり触れてはいないんですね。それで今回大和地域の皆さんも参加をされているわけですので、できたらひとつどの辺にどういう施設があるのか。そしてそれが耐用年数からいって、更新の時期がいつ頃に予定しているのか。そういったことくらいひとつ資料として出してもらわないと。私どもも、もうそれからずっと何年も経っているわけですので、なかなかこの場所がどこだか、どういう施設がというのもわからない場所も出てきていますので、そういう資料を出していただけないかというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

農林課長　資料につきましては、提出することはやぶさかではございませんので、提出

させていただきたいと思います。

議長 休憩中くらいには出ますか。ではいつ頃なら出ますか。

農林課長 耐用年数はちょっと調べないとわかりません。場所はあります。

岡村雅夫君 私もこれ初めての会計なので、説明を受けたい部分があります。大和町でも同じような趣旨の基金がございました。しかし大和町の基金というのはこういった六日町の例を見ますと要するに繰り替え運用での、利子というかたちでの補助金だというふうに私は捉えるんですが、そういったことというのは大和ではなかったですね。ですからそれを返せば補償額が足らなかったのか。利子が下がってきたからこうだということだとは思いますが、大和町はそういう現状のなかでその地区に移管をしました。六日町地区の場合はそういったかたちが将来可能なのかどうか、その辺をひとつお聞きいたします。

それから基金繰入という項目がありますけれども、ということは、基金が順次減ってきているのかどうか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。昔の沢水等を使った部分だとは思いますが、そういった部分は今いろいろ水利の問題とか基盤整備の問題とか、いろいろな関係で改善はされてきているのが実情ではないかと思うんですが、そういった根本的な改善を図っていく気持ちがあるのか。この基金で利子運用でというかたちで繰り替え運用した補助金的なことで将来もずっといけるというふうに考えているのか。その辺をひとつお聞きいたします。

市長 この基金につきましては、いろいろ手法は旧大和さんと違ったかもわかりませんが、当時5億円ですね。5億円のその補償費を基金にいたしまして、この特別会計を組んで今日まで来たわけでありまして、したがって、今申し上げましたように5億4,000万円という部分が残っておりますので、早く言えば4,000万円積立ができたということでありまして。かたちを変えた補助金と言われるとあれですけども、市の方で繰り替え運用しているわけでありまして、3.6パーセントでありますけれども、それこそかたちを変えれば、市の方も5パーセント、6パーセント、7パーセントという利息部分についての繰り替えをしていったわけでありまして、いわゆるこの受益者の皆さんに対する特権ばかりじゃない。市の方もある意味でこれを利用していただけて助かってきたという部分があります。ですのでそういうふうにご理解いただきたいと思います。

これからじゃあどうするかということでもありますけれども、早晚それぞれの施設に耐用年数も来ようかと思っております。昭和50年代に確か全部やったと思っておりますので。ですからある意味では、この基金で全部施設を例えばやりかえて、その後は市がこれを運営していくのか。そういうことも含めてそう遅くない時期に、地元の皆さん方とやっぱり話し合いに入りたいという気持ちであります。いつまでもこの揚水維持管理特別会計というのを持っているのはやはり好ましくない。そういう立場でありますので、時期は明言できませんし、地元の皆さん方とのやはり相談の結果でもありますので、どうなるかわかりませんが、でき得れば私もとしますと、なるべく早くこの会計は閉鎖をできればというつもりであります。ですので、そういう方向でこれから地元の皆さんとまた話し合いに入りたいとい

う思いでありますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議 長 採決をいたします。第32号議案、平成17年度南魚沼市揚水設備維持管理特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって第32号議案は原案のとおり可決されました。休憩をします。10時35分、再開をします。

(午前10時20分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前10時35分)

議 長 日程第3、第33号議案 平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

総合市民課長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

牛木芳雄君 259ページをお願いをしたいと思います。一般管理費の中の印刷製本費。今の説明のなかで保険証をカード化をして個人にということでした。ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。お願ひいたします。

総合市民課長 ちょっと見本があればよかったんでしょうけども、これくらいの大きさの個人カードということでございます。世帯で加入している方、1人1枚、1枚ということでございます。個人に1枚、1枚ということでございます。

牛木芳雄君 実は私、六日町時代多分昨年だったと思うんですが、一般質問で取り上げて、保険証が一家に今1枚しかないわけですから、なかなか2人、3人で同時にお医者さんにかかるということがあると不便極まるからカード化できないかと一般質問したことがあったんです。その答弁の中では、どこかへやったり経費もかかるし、ということなんでいいですか素っ気無い答弁をいただいた。まさにこれはもう直ぐ、こういうことでもう決まっちゃったなと思って、今、良かったと思っているんですが。当時の答弁のなかでは、例えばそのカードはプラスチック製の磁気カードとか、あるいはボール紙製のカードだとか、いろいろこれこれこうだからこうですよというふうな経費面、あるいは管理面で問題あるというふう



な答弁いただいた経験があるんです。プラスチック製なのか、あるいは厚い紙製の工作をされたものなのか、あるいは磁気等でデータを管理するのか、その辺の詳しいことを教えていただきたい。こういうことなんです、よろしくお願いします。

総合市民課長 全くこういう、紙の個人証でございます。磁気とかそういった部分じゃなくて。

牛木芳雄君 わかりました。見本を見ていないからわからないようですし、課長さんもあまり詳しく答えていないようですが。例えば一家に1枚ということになると、赤ちゃんからお年寄りまでということですね。赤ちゃんからお年寄りまで。私が言っているのは、そのカードのなかにいろいろな情報が入っている、情報はどういうふうな情報の入れ方をしていくかということをお聞きをしたかった。今、名前でも生年月日でも住所でもみんな個人情報ですから。どういうふうな情報の入れ方をしているのかということをお聞きをしたかった。まさにそれが一番のあれでしょう。個人の情報なわけですから。それをお願いしたいということです。

総合市民課長 世帯証がありますよね。あれをただ今度個人ごとになると、変えると。そういったことをご理解していただければいいかと思えます。被用者番号とか、それから世帯主とか、それからその加入者、あと生年月日と、そういった部分が入るということでございます。

中沢俊一君 今の関連ですが、そうしますとこのカード、これは人の一般質問をちょっと拝借して悪いんですけども、不正使用に対するそのセキュリティですよ。個人個人になるとちょっとその辺の危険が増すような私は気がしますし、後はその個人ごとのその利用状況の通知です。これも結構その発行、郵送の手間がかかると思うんですが、それにコスト管理とその危険管理ですか、それはどう考えてますか。あと周知徹底についての留意点もお聞かせ下さい。

総合市民課長 世帯証から今度個人証になるわけですので、何て言いますか、その数というのは3倍くらいになるかというふうに思っております。それでカードの管理でございますけども、やはり自己責任でやっていただかないと、ちょっとそこまでの管理ができないと、個人で管理していただくよりしょうがないんじゃないかというふうに思っております。あと、郵送は世帯毎にまとめて郵送したいということで考えております。(「あと、不正使用」の声あり)個人で管理していただくよりは、ちょっと今手がないのかなというふうに考えておりますし、そういった部分で南魚沼市とこの辺ですと、塩沢町が今実施していないだけで、他の町村はほとんどカード化されているということでございます。ですので、その管理までを、というとなかなか発行者の方ではできないということになるかと思えます。(見本を示す)こういうカードなんですけども、青い部分でございます。

駒形興一君 今の不正使用の件ですけども、例えば紛失した場合、サラ金等で借りられるわけですよ。そういう場合の紛失届けであるとか、起きた場合のその辺の処理の仕方は考えてあるのか、1点伺います。

それから合併当初の予算ですので、特別異議があるわけではないんですが、療養のための基金の合計額をお示し願いたいと思います。それから収納嘱託員報酬がございまして、どのような未集金対策をやるのかということをお願いします。

総合市民課長 紛失された方につきましては、再交付申請をしていただいて、再交付するというところでございます。基金の合計でございますが、4億7,035万5,000円ほどでございます。

収納対策室長 国保の収納嘱託員の用務でございますけども、旧六日町では2人嘱託をしておりました。大和町ではその制度は導入してなかったようでございますけども。通常、滞納者に対しては職員が訪問しまして、交渉の結果収められないという方については分納等の申し出等もあるわけでございますので、これらの約束等を取り付けてまいります。あとは集金等になりますと、職員が何より嘱託員等が伺った方が効率的ではないかというようなことで、単なる集金業務等については収納嘱託員の方に専門にやってもらおうと、職員は交渉、それから分納の交渉等にあたっていくというようなことでやってまいりました。

駒形興一君 ありがとうございます。個人カードの場合は本人が落としたのを知らないでいた場合には事故が起きる可能性が残っているということですね。それを今後、気を付けてもらわなければならない点ではないかなというふうに考えますので、今後対策をひとつ考えていただきたいというふうに要望したいと思います。

それから基金については、一定の療養費に対する割合を積みなさいと、こういう指導があるわけですが、それに対する充足率と言いますかね、それでどこまで積むお考えがあるのか。まだ要するに積み増しをしていくのか、これである程度クリアしているから大丈夫だという考えなのか、この辺を1点お伺いしたいと思います。

それから嘱託員に対しては、これは集合税ではなくて専門に国保を集めるための嘱託員という、こういうふうな捉え方でいいのでしょうか。その辺もう1回お願いします。

総合市民課長 基金につきましては、過去3カ年における保険給付の平均年額の25パーセント以上が有するというようになっておりますけども、現段階では19.52パーセントになっております。それで基金の積み立てはどうかということですが、現在運用を行っておりまして、その利子制度の利子を積み立てるという考え方でございまして、特別新たに積み立てるという考えは持ってございません。

収納対策室長 集める税金の種類でございますけれども、15年度の実績のなかでは約86パーセントくらいは国保税でございましたが、行ったついでに他の固定資産税、市県民税等もいただいてきております。

(「セキュリティの処理の方法は」の声あり)

総合市民課長 大変失礼いたしました。セキュリティの関係ということですが、現在も個人といいますか、世帯証交付してございますので、それも特別セキュリティと言いますか、そういったことは行ってございませんので、そういったことで個人の方から管理していただきたいということでございます。

笠原幹夫君 1、2点お聞かせを願いますが、ひとつはそのカードの件です。個々の運営協議会のなかでもとにかく世帯じゃなくて、個人カードにしてくれという要望はかなりありました。その論議のなかではやはり今皆さんが心配しているように、セキュリティの関係で、とりわけその紛失して外部の人がそれを使って何か悪用するという心配と、もうひとつは消費者金融等が身分証明書代わりに使うわけです。そうした場合に家族のなかにもそういう心配があると。だから特に大勢の家族の場合、何枚も来ているわけですから、1枚くらいそこへ無くてもちょっと気が付かないと。そういうことだって、今までの保険証だと3つ折ですか、しているから一応厚いのですのでまだいいんですけども、今度は1枚ぺらですから、何か書類のなかにも入れればわからなくなるわけですから。逆に言えばなかなかあくまで個人管理だと言われても、そういう心配があるということで、とても今直ぐに踏み切れないみたいな、当時の行政の方からはそういう返事があったわけですね。したがって、確かにどうしようもないんですけども、困るのは紛失したとき、どういうふうになるかと。1年間はそれ有効なわけですからね。そうするとまさか星の如くある消費者金融全部、私はその番号紛失して、カード紛失していますなんてことはやれないわけですから。大変だなという感じが逆にあるわけです。したがってそういうことについて、今全国的にそういう傾向ですし、社会保険等もみんなそうなっているんです。したがってそういうセキュリティの問題ではどういような対応をしようとしているのか、あるいは全く野放しだと、あくまで個人の責任だということになっているのかね、その辺はよその動向とは聞いてみたことがありますか。それが1点。

それからもうひとつは、基金総額が4億7,000万円ほどあるわけですけども、今、国は大体このくらい積み込みなさいという指導があると思うんです。今は大体どのくらいとはっきり言ってるわけですか。あらためてひとつ、25パーセントという言い方をするときもあるし、給付費の何ヶ月分というような言い方をするときがあるわけですけど、それはどうなっているのかお聞かせ願いたい。

それからちょっと私が聞き損ねたのか、保険給付費の関係で退職者の関係や何か、去年より2万円どのくらい少ない数字で見積もってあるというようなことを言いませんでしたかね。なぜ減ったのか。給付費が増えているというあれなのに。そこを私がちょっと聞き違えをしたのかもわかりませんので、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

総合市民課長 セキュリティの関係でございますが、国保の運協の際にもそういった指摘をいただきました。ですのでこのカードにも書いてございますが、よくその辺をわかるような内容をちょっと赤か何かで別に記入して、皆さんにそこら辺良く管理して下さいと。落とさないようにしたり、失くさないようにして下さい。という部分を徹底して個人カードにしよう、していこうということでございます。他の市町村においても同じカードを使っているわけで、特別そういったことを聞いている状況はございません。

それから保険基金の関係でございますが、過去3カ年の保険給付費の平均の25パーセントというひとつ目安がありますが、それをしますと6億249万円くらいの額になります。

今は先ほど申し上げましたが、4億7,035万5,000円程度でございますので、1億3,000万円くらいまだその目安からいけば少ないということが言えるかと思えます。

退職分の、ですが、平均医療費を34万7,526円が前年といいますが、見込んだわけですが、本年度は32万3,974円という見込みで、医療費が少ないという見込みを立てたわけでございます。(「その理由は」の声あり)退職分の実績を見込みまして、積算させていただいたということです。

岩野 松君 さっきのセキュリティの問題なんです、カード化していく。もし失くした場合、再交付をしてもらえるとは思いますが、その失くしたカードが他の人に拾われてそれがサラ金や何かに使われるということがないばかりでもないんですけども、その場合はその失くしたカードに対しての、カードが別の番号になるとか何かそういう、その失くしたのは無効ですとかたちの何かの証明もないのはどういうふうにするんでしょうか。

総合市民課長 被保者のカードでございますので、失くした場合も同じその被保者の番号が入っていると。再交付していただければその番号が入るということでございます。変わらないということでございます。

岩野 松君 失くして、カードを使う側はいいんですけども、そのカードを誰かに拾われたりしてその人が悪用する場合のセキュリティはどうなるのかということ、私は聞いているのです。

総合市民課長 カードにも記載してございますが、「不正にこの証を使用した者は刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。」と不正に利用した方がもし発見されれば、そういった法的なことで処分がされるということになるわけです。

岡村雅夫君 まず最初にこの大和町の方々は5万9,000円から6万5,000円になったと。そして合併が今年17年度にあるわけですが、そうした場合は今後はどういうことになりますか。その辺をお聞きします。下がるのか、上がるのか。

それからカードの件についてですが、資格証とか短期保険証という取り組みをされていると思うのですが、今現在、資格証が何人で短期保険証が何人であるかをちょっとお聞きしたいということと、こういった問題について非常に事務が煩雑になるような気がするんですが、要するに6人いれば6人のカードを回収しなければならないということになるかと思うんですが、その辺の手続きはどんな感じになるかちょっとお聞きします。

それから265ページで葬祭料というのが3,600万円あります。この葬祭料というのは死亡届を出すと多分出るお金だと思うんですが、殆ど火葬料に向けられるというような感じなんです。ある自治体で火葬料を無料とするということでこういったどこで持つかは問題、国保で持つからこういうことになる 個人にそのお金を出さないというところがあるようですけれども、そういった取り組みというのは考えられますか。ひとつお聞きします。

併せて出産育児金が今、30万円というものを、市長は今後実態に合わせていきたいというような返答があったわけでありましたが、今現在、出産費の貸付金、貸付金の実態はどうい

う状況であるか、その辺とリンクしてもっとこの対策を早めていかなければならないという  
ような感覚であるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総合市民課長 塩沢町と合併してどの程度になるかということだと思います。医療予算  
で6万3,800円程度になるのではないかと。今の当初予算と比較して・・・(「下がるとい  
うことですね。調停額で」の声あり)いえ、医療予算で。予算で言うので、6万1,  
892円が6万3,803円にということですので。(「予算でいえば上がると。」の声あり)  
はい。1,000円ですので、1,900円くらいですか、上がるということですが。

それから資格証の関係でございますが、資格証が97件、1ヶ月短期証が54件、3ヶ月  
短期証が19件、6ヶ月短期証が117件、総数で287件でございます。枚数は当然増え  
てくるわけですが、やはり資格証を発行することによって、個人との交渉の機会が増えてく  
るわけですので、引き続き発行して収納率の確保に努めていただきたいというふうに思っ  
ております。

葬祭費の関係ですが、ちょっとよその例というのを、ちょっと私は把握していないので申  
し訳ないんですが。

それから出産の一時金の関係でございますが、ちょっとこれ前の資料になるかわかりませ  
んが、16年の4月1日現在ということ。ゆきぐに大和病院の関係で出産費用の額が最  
低が30万3,000円ほど、最高が34万7,000円。平均が32万7,000円というこ  
とで、こういう費用になっております。今、何て言いますか、18年の医療制度というか、  
医療、介護、年金ですか、そういった社会保障制度の抜本改革が計画されているわけです。  
そのなかでまだはっきりはしていませんが、出産費用の保険適用とか、それから出産一時金  
の同額ですか、そういったものを検討しているようですが、これについてはまだ示されてい  
ませんので、はっきりしたことは申し上げられません。

貸付金関係ですが、12月でしたか、1月になってからでしたか、1件出てまいりました。

市長 この葬祭費の件でありますけども、私どもがちょっと視察を広域連合の関  
係の方でやった際に新潟市はこのいわゆる火葬料を全部免除していると、市民にはですね。  
究極の福祉だということだそうではありますが、そうにもかかわらずこの10万円を出してい  
るかとかというのは私はわかりません。ただこれ10万円出しますと、この火葬費とい  
うのは私ももうずっと前でよくわかりませんが、確か1体せいぜい2、3万円くらいだと思  
うんです。ですから火葬費だけという意味でなくて、葬儀全般にかかるなかでの、お見舞い金  
的なものだと思っております。ですのでこれはこの額で結構だろうと思うんですが、その火  
葬費を全額免除にするかどうかについては、これは連合の方でありますけれども今はとても  
そこまで考えられないということだと思っております。また新たに建替えをしなければなら  
ないという時期を迎えておりますので、それほどどうも財政が豊かではないという思いであ  
ります。

岡村雅夫君 この資格証とか短期証のこういう実態があります。そうしたなかで、今回

六日町地域の方々は国保税が下がりました。大和町の方は上がりました。そして今度塩沢と合併すると、更に1,900円上がると、こういったことが今明らかになったわけでありまして。私は質問でも申し上げましたけども、やはりこういった合併することによって負担が増えるというかたちは、やはり合併すれば良くなるという言い方と逆行しているんですね。それはやはり実態を見て、どう施策を展開していくかという宿題なんですよ。ですから、激変緩和、要するに変わることを緩和しておいて対策を練るといことでないと今の実情からしてみると、なかなか大変だと。要するに負担が大変であると。更に資格証、短期証予備軍が増えるということでないかなというふうに思いますが、ちょっと所見を伺っておきます。

それから資格証と短期証の問題で、私は短期証を中心にやはり考えるべきであるというふうに考えます。今ほどもお話がございましたが、接触の機会を設けることができます。そして医療費は3割負担で要するに7割給付でできるということでありまして。資格証についてそれを積極的にやるということになりますと、法律ではやらなければならないことになっていきますけども、それを積極的にやるということは大変な医療費負担、要するに病気になったときのこの方々の負担というのは大変なものでありまして、その辺をひとつ考慮した施策を展開していただきたいなというふうに考えますが、所見を伺っておきます。

それから葬祭料については、市長の、要するに葬儀代として10万円、これはひとつ私もわかります。更にその火葬料について免除している自治体があるということを見られるようにあります。ということは、これは広域の財政の問題ではなくて、これは各単町あるいは市としてそういった取り組みができるかできないかというところでありまして、広域の財政は関係なく、要するに市が免除し出費するというサービスではないかなと捉えますが、お考えをお聞きします。

それから出産費用について、私が旧大和町時代にこの調査をしたときにやはりこの30万円から34~35万円だろうというのは出ています。しかし国保会計の事業としてやるときに、他の社会保険、あるいは共済と考えると、要するに出産費用だけでなく、一般的には育児手当というかたちで休業補償的な部分があるんですね。そういうものも取り組んだなかで40万円にしようとか、あるいは30万円ではなくどの辺が妥当であるかという考察が必要かと思うんです。そういう点でひとつ国保の方々というのはなかなか他の裏付けがないもので、出産するがために働けなくなる、有給というものもないというようなかたちになってくると大変でありますので、その点を考慮した考え方をすべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

市長 この国保料の件でありますけれども、一般質問の際でしたか申し上げましたように、大和町さんは16年度につきましては、1億円でしたか、繰越金を財源に充てて、臨時的と言いますか、恒久的な値下げじゃなかったと思うんですね。15年度に比較いたしますと、約4,000円近く値下がりしているわけなんです。ですから、そういうふうにひとつご理解いただきたいと。16年度はあくまでも大和町さんは臨時的措置であったというふうにひとつご理解をいただければありがたいと思います。この塩沢さんの今現在の6万3,

803円ですか、これは17年度の国保の予算の関係だと思えますけれども、これは一応塩沢でありますので、これをじゃあ合体させてどうしていけるかというのが、これからの課題であります。当然極力上げないようにやらなければならないという思いではあります、それはひとつそういうふうにご理解いただきたいと思えます。

斎場費の件は当然そうですが、どっちみち財政がそう豊かではありませんので、今のその火葬費について、いわゆる免除するという方向は全く私の頭の中には今のところはありません。やはりそれはそれとしていただこうと、また葬祭費は葬祭費としてまた支給申し上げればという思いであります。

出産の一時金でありますけれども、これは思いはその出産にかかる費用の最低ですね、そのくらいはやはりここできちんとやりたいと。それから今おっしゃったように、例えば育児部分やそういうことに関しては、これから次世代育成支援のなかで、やはり皆さん平等にやらなければならない。国保関係者はこうだとか、共済関係の方はこうだと、そういうことでなくて、平等に1人のお子さんを産んでいただいたときに、じゃあどうしていくかと。ここを次世代育成支援のなかできちんと位置付けていきたいという思いです。そのいわゆる費用部分以降については、この国保とはちょっと切り離していただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

和田英夫君 説明を聞いていると、いわゆる国・県の係数を元に計上されたとか、あるいは両町の実績を合算したというようなことで、特徴的に出ているわけです。そこで国をあげて今、その国保のみならず医療保険、医療費が急騰していることをどうしたらいいかということで、簡単に言えば医療費の抑制を効果的にという議論があるわけですね。この国保のなかで、抑制といえばやや語弊があるが、言葉で言うならば適性医療受診をするような指導が、この会計のなかに表れているのかお伺いします。

それから267ページに保険事業費のなかで健康運動教室講師謝礼、78万円があるんです。これは質問時間を短縮するために市長にお伺いします。いろいろな検査、ドック等で要注意者の皆さんを対象に健康運動の指導をやるんだと、教室をやると。これは別にオリンピックや大会に出るほどの運動じゃないわけですから、合併のときに専門職の養成というようなことを、職員のね。この程度の健康運動を、今の町の保健士さんは、なかなか顎も達者だし勉強されている方が大勢ですね。いや、顎が達者でないとこれは指導だから、教室ですから。つまりこんなことくらい、市長自ら優秀なスタッフ職員がいるんだと、日頃自慢しているわけですから。こういうのが先ほど言ったように両町の実績を合算して計上して、全く安易に予算を立ててるという表れだというふうに私は思うんです。市長、この程度のことは優秀なスタッフで十分対応できると、そういう自信をここで言い切りたい。いや、なかなかうちのスタッフはそれほどの人がいないからあえて講師として78万円、80万円お金使わなければならないというほどの、そういう自覚じゃないと思うんですね。2点お伺いします。

市長 これはここに計画というのがあります。和田議員もこれをご覧になってい

るかどうだかはあれですけども。昼コース、夜コース。昼コースがサンライズ六日町、夜コースは健友館という予定であります。そして参加費も1,000円いただこうと。対象者は概ね40から50歳代で、基本健診、人間ドックの結果によって糖尿病、肥満それらの対象となる人に通知をしたり広報によって申し込みをしたりしてやろうと、こういうことです。これは何て言いますか、決まりきった時間帯にこれこれという部分じゃありませんので、優秀な職員であっても、なかなかここにじゃあ職員を貼り付けて置くというほどの時間帯もまた必要ないということでありまして。ですから職員が貼り付ける方が無駄になるということでありまして。おわかりいただけますでしょうか。それからこれは国保補助対象でありまして、1年間やってみよう。こういうことでありまして、昼コース20人、夜コース15人くらい。こういう内容でありますので、その職員が貼り付いてやれるほどのまだ対象者にはならない、こういうことでもありますのでひとつ。こっちの方が効率的で、優秀な職員はもっと別の仕事をしてもらおうと、こういうことですので、ご理解をいただきたいと思っております。あとはじゃあ課長からお答えいただきます。

総合市民課長　ひとつは保健事業費のなかにありますが、医療費通知を行っているということと、もうひとつはレセプト点検事業を実施しているということでございます。

和田英夫君　市長、先ほど講師を頼んだ方がよっぽどいいと。もっとレベルの高い凄い仕事をしてもらおうというのは、これは講師先生に非常に失礼な発言であります。それとですね、言わずと知れたお金のないなかで、じゃあ1歩、100歩譲って、確かに夜ということになるとそれはそういう市長の言い分がある。昼間の20人に対しては、これはお金がないからひとつ優秀なスタッフの皆さん、なんとか工夫して対応してもらえないか。これがお金のないときの市長の考え方じゃありませんか。優秀な職員に他の仕事させるなんてのは、これは講師先生に失礼です、これは。お金がないのなら、夜はわかったと、昼間はひとつ皆さん頑張ってくれと、そういう知恵を出して頑張ってくれと、これがこの今の財政難のときの予算やり繰りですから、これは市長考え直してもらわないとならない。

それから課長、都市計画課長、総合市民課長。レセプト点検はわかりました。これはもちろん最終的には医療費抑制に？がりますが、いわゆるレセプトに書き方の間違い、あるいはまあまあちょっとあれですがいわゆるその俗に言う不正的なものを点検するために、ここで各自治体、あるいは連合会がやるという、これはわかっている。これが適正医療受診の指導にはぐうんと回れば？がる。ちょっと弱い。しかもこの医療費通知。これは私も見ていますけれど、これも必ずしもそういう例えば、皆さん重複診療しないで下さいとか、薬漬けのようなことはしないでくれというようなことがなかなかまだちょっと徹底していないから、それはちょっと弱い。医療費抑制政策として弱いと思うんですね。そこで市長、この件も現実には非常に難しいが、私も一般質問で言ったし、またいろいろの会議、広域の予算でも言いましたが、今既にその地域の医療のネット化。おそらくこの南魚沼市もされているのかわかりませんが、つまり他の先進事例では、例えば私が私立病院から民間病院あるいは県立病院へ行っても、ネットでポンと押せばそれで和田英夫の頭の悪いのだとか、財布の状況と



かパッと出るようになる。いわゆるネット化です、ネット化。この辺は取り組みが始まっているのかちょっとわかりませんが、こういった方向の取り組みを私はしていかなければならないと思いますね。必ずしもその国に任せる、あるいは国、県の係数が来たから頑張っていてそれは今のところはやむを得ないが、そういうことでなくて自治体は自治体としての適正な医療なり、それは周り周って市民の負担の軽減になるわけですから。そういう面での取り組み、考え方。総合市民課長、もうちょっとわかりやすく。そう言われてみればごく具体的な取り組みはしていないんだろうなということと、もごもごいつのまにか止めたような答弁でなくて、もうちょっとパッと、「諸君、やる気はあるのだ、ないのか」と、こういうふうに決意表明を担当課長としてしてもらいたい。

市長 最初の方でありますけども、これはですね、やっぱりこのインストラクターとか医師とかですね、そういう皆さんが関わるものでありますので、保健婦さんとかそういう部分では対応できないということだそうであります。私も若干認識は間違っておりましたけれども。これは、大学のやっぱり教授、このインストラクターとか。これはやっぱり専門的にきちんとした指導をしてやらなければ、ただお前さん糖尿病だから走ってるなんてことじゃ駄目なんです。やっぱりどこの部分をどうしろとか、こうしろとかそういうことなんです。医師もちゃんとしてきちんとした指導をするということでもありますから、これは市の保健士やそういう皆さんが出て指導できるという立場の部分ではないということをご理解いただきたい。

それから医療費の抑制ですけども、レセプト点検は当然でありますし、今のこの健康増進もそうありますし、筋力増進もそうありますし、人間ドックもこれは何千万円だったかな 3,000万円ですか、今後の会計のなかに入れて、とにかく医者にかからない、健康でいられる方法というのは常に模索しておりますので。

今おっしゃっていただいたその医療関係のネットワーク化というのは、これはそういう部分ばかりに限らず、あらゆる面でやはりこの地域の医療機関のネットワーク化は図っていきたいというふうに考えておりますので、いずれまた病院の方と相談しながらそういう方向を目指していきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

青木一夫君 2点ほどお聞かせいただきたいと思っております。今ほどの和田議員のレセプト点検ですけども、結果と内容をひとつ詳しく教えて下さい。それからですね、第三者行為、これが年間にどれくらいあるか。それといわゆる保険証の不正使用があるかどうかというのは、第三者行為とはまた別にある程度内容がわかっていると思うので、その保険証の不正使用があったかどうか。それも併せてお聞かせ下さい。

総合市民課長 レセプト点検の関係でございますが、旧六日町では1ヶ月7,500万円程度、旧大和町では4,500万円程度でございます。1万2,000件程度を月に行っております。それでそのレセプト点検の効果ということでございますけども、金額で申し上げますと、請求内容を点検により過誤調整したものであるということで、旧六日町の方ですが、平成14年が40万2,000円、平成15年が58万1,000円程度、平成16年が212万4,

000円ほどでございます。これは医療費の減に? がついているということだと思います。それと旧大和町では平成14年度が7万4,510で7万4,000円程度、平成15年が37万3,000円程度、平成16年が72万2,000円程度でございます。それで年々効果と言いますか、点検額が上がってくると、それに対しまして、特別調整交付金が算出の対象になりまして、旧大和町では平成16年の場合が300万円、旧六日町で500万円程度の交付金が来ているということになります。

第三者行為の件数でございますが、年30件くらいかなということでございます。それで不正使用の関係でございますが、例ということでございますが、今、聞いたことがちょっとありませんので、お願いします。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論はありませんか。

(「なし」「24番」の声あり)

討論がありますので、原案に反対の意見の発言を許します。

関 忠良君 私は原案に反対の立場で討論させていただきます。まずこの本予算は35億100万円。これは小さい町村の1年間の本予算に匹敵する額であります。そのなかで保険税が12億数千万円ですが、今いろいろな先ほどの論議もありましたけれども、そのなかでこの保険税の払えない方々がどんどんと増えているという現実であります。委員会調査でもあれですけども、大体一般分だけでも4億7,300万円ということでありまして、これは今ほどの質疑のなかにもありました基金に匹敵する額が滞納として現在あるわけでありまして、私はそういうなかで本当に安心して病気になったときかかれるような医療システムを これは単町や行政の末端組織だけでは国の制度でありますので、解決できない問題であることも十分承知しているわけです。

先ほどの課長の説明もありましたけれども、こういった状況のなかで国はさらに制度改正ということで国の負担を減らして、県や市町村に負担を押し付けてきていると。このことがさらに深刻な状況を生んできているんじゃないかと思えます。しかしながらこの3.5パーセントの医療費の分というのは、私はいろんな要素があると思えます。やはりこれもまた70歳から74歳まで老人医療を切り下げたというか、そういうことが国保会計のなかにも影響として医療費のなかにも現れてきているんじゃないかと思えます。したがっていずれにしても合併協議のなかでもいろいろ負担をなるべく増やさないようにという状況のなかでは、私は基金を取り崩すか、あるいは一般会計から補填するなりして、新しい出発は保険税の負担をやはり同等に揃えるべきではなかったかということをお願いするわけでありまして、この被保険者が大体1万5,000くらいですから、私はこの基金のなかの7,000万円そこそ

ここで何とか調整できたんじゃないかというふうに思うわけです。これは目的税ですので、この医療費の伸びとかいろいろな状況のなかで、本当に基金として大事に給付費の準備基金として残しておくということは当然のことですけれども、今年の場合はやはりそういうかたちで、その新しい市民に配慮した予算であるべきではなかったかということをお願いして、私は本案に賛成できないという意見を述べさせていただきます。

議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は新政クラブを代表いたしまして、第33号議案、平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計に対しまして賛成の立場で討論に参加させていただきます。この国保会計は一般会計と違っていて、一般会計は収入を最初に見積もります。その収入のなかでどういう事業をやっていくかというのが一般会計の考え方です。しかしこの国保会計は最初にどのくらいの支出があるか、医療費がかかるかというところから始まるわけです。そして国、県、そして市町村の負担を引いて最後に保険税を課すわけです。この保険税をいかに安く抑えるかという部分については、結果として健康な市民をどうつくるかということにかかっているわけです。

私はそういうなかでこの合併のなかで一番の効果、メリットは、私は5年に一度の六日町では5年に一度しかやられてなかった人間ドックが毎年できるようになったといことだと思えます。2万5,000円の補助をしていただいて、そして早期に自分の健康を確保する。そのことなくして、この国保会計を健全に運営をすることはないだろうというふうに思っております。そういう意味で六日町は健康作り宣言をしている町でありました。その意味からして、この人間ドックを毎年実行できる、実施できるということ、私はやはり評価をすべきことと思っております。そういう意味でこの予算には賛成をしているところであります。

ただ今の質疑のなかで保険証を個人に配布をするという部分がありました。私は基本的にはこれはいいことだというふうに思っています。ただ、何人かの議員の方が話し、質問をしていましたけれども、そのことによっていろいろな問題が生じやしないか、というその指摘も十分に行政の職員の皆さんは対処をしていただきたいと、そのことを申し添えて本33号議案に賛成をさせていただきます。より多くの皆さん方の賛成をお願いするところであります。

議長 次に原案に反対の立場の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決をします。第33号議案、平成17年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。よって第33号議案は原案のとおり可決されました。

議長 休憩をします。午後1時、再開をします。

(午前11時48分)

議長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後1時00分)

議長 日程第4、第34号議案 平成17年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中沢俊一君 1点だけ聞かせて下さい。303ページの上の方になりますが、認定調査費。外部委託となっていますけれども、全く仕組みが私わからないもんですから、参考までに聞かせて下さい。

福祉課長 認定調査につきましては、市で直営している部分とそのほかに業者の方に委託している部分がありますが、これにつきましては、社会福祉協議会、みなみ園、それから越南苑等に委託している部分の、それに伴っての手数料というかたちになりますが。

中沢俊一君 そうするとこれは民間ばかりじゃないわけですよね。さっき聞きましたら、そういう特別な資格を持った、あるいは委任されたちゃんとそういう人がいるわけで、そこに委託しているということなんでしょうか。

福祉課長 先ほど申しましたように、社協だとかみなみ園だとか越南苑の方へケアマネの資格を持っている方がいらっしゃいますが、そういう方の認定にかかる費用を委託料としてお支払いするというので、市で直営でやっている部分もありますし、こうして委託する部分もあるということです。(「認定審査じゃなくて。」の声あり)認定審査です。(「認定審査は審査会でやるのだから審査ではないでしょう」の声あり)認定調査。審査の方はまた審査会の方でやりますので、事前の調査の方でございます。

岡村雅夫君 297ページの一番上ですが、介護給付費準備基金繰入金ということで、このなかの3,000万円が軽減の措置だという説明でありました。多分大和町と六日町の利用度の問題があったりしていると思いますが、実際のどの程度の差があるのか、もうちょっと説明をいただきたいと思います。そしてその差を埋めるための仕事だったということだと思うんですが、結果、上がらなくて済んだかどうかというあたりをちょっと。

福祉課長 こちらの施政方針資料の44ページでございますが、こちらの方に介護保険の保険料を記載させていただいてあります。右側の方に六日町、大和町の旧保険料を書かせていただいておりますが、注意の第3段階の部分でいきますと、六日町が年間3万8,000円でございます。大和が4万1,689円というふうなことです。それで結果、このなかで調整をするわけですが、今回そういったことで、その基金のなかから3,000万円を充当す

ることによって、3万8,800円という数字になっております。これは3,000万円充当しなかった場合というふうなことで試算してみますと、年間1,000円、ここのもので3万8,800円が3万9,800円の保険料をいただかないとその裏づけができなかったというふうなことでございますので、年間1,000円ということは3年の計画期間を持っておりますので、一人一人にすると3,000円ずつの手当ができた。3,000万円を1万円の保険者で分けると、単純に3,000円というふうな、そういう状況です。

岡村雅夫君 市長に伺います。介護保険ではこういった緩和措置をとったということがあります。何回も言うようで申し訳ありませんが、私はやはりこういう措置が必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

市長 介護保健はとった、国保はとらなかったということを言いたかったんだと思いますが、国保については毎回申し上げますけれども、16年度の大和さんが、繰越金ですか1億円を、いわゆる保険料軽減に充てたわけですね。16年度に。それで15年度より相当下がって、17年度の算定をしたら若干上がったということでもありますけれども、15年度とやはり比較をしていただきたい。保険料がもしですよ、15年度と比較しても相当アップしなければならないというような、もし状況が見えれば、何らかの処置はとったかもわかりません。それはそういうふうにひとつご理解いただいて、この3,000円分につきましては、ご承知のようにこの大和と六日町、非常に大きな開きがありました。そういうなかをやっぱりある程度薄める意味という部分もありますので、そういう処置をとらせていただいたということでもあります。ですので大和さんにとっては、今度はこちらは非常に下がった。六日町は若干上がったという、その激変緩和的部分もあります、これは。国保料については、何度も申し上げますが、16年度は大和さん、ちょっと特別であったというふうにご理解いただかないと、やっぱり整合性がとれないと思いますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

岡村雅夫君 十分わかっての話をしているわけでありまして、今こういう現象をとりあえず抑えたとしても、大和町は大体60パーセントの利用率なんです。六日町は40パーセント台なんです。それがこれから施策を展開していくことによって60に近づくということ、これはもう目に見えた進展をすと思っているんです。そうしたときに、今度大和並になっていくわけですよ。そうしたときに、それをいかに抑えるかという頭もやっぱりひとつ持っていてもらわないと、利用するけど、負担は増える。そして利用料も高くなってくると。これでは使えないと、こういう現象が起きてくるわけでありまして。今、国はそれを目指しているわけですね。それを市民のためにどういうふうにしていくかということ。やはりこういったもう大和が60パーセントという現象が、既にもうひとつの例として実績があるわけですから。そこをひとつよりかかり易く、という前提に立った施策がこれから必要だということひとつ申し上げておきたいと思います。以上です。

市長 そういう保険料のアップを避ける意味からも、今、保険の見直しが行われまして、いわゆる在宅介護を主にやっついこうと。割合は、在宅介護と施設介護は3対1で

すね。ですから在宅介護を極力推進していこうと。そういうことによって保険料も当然ある程度抑えていかれるだろうと。そして介護度も当然アップするわけでありませぬ。施設介護よりやっぱり在宅介護の方がいいわけですから。間違いなくですな。どうしてもという人は、それは施設に入居いただくにしても、今のそういう状況をもっともっと、在宅介護で状態が過ごせるような人にしていきたいということです。ですから予防介護も含めて、今度は制度のなかへ入れていくということでありませぬ。そういうことによって、保険料を抑えていけると、それはもう目に見えていることでありませぬので、当然そういう方向に進んで。介護を受ける皆さん方が不満であったり窮屈であったりということには、やっぱりやってはなりませんので、在宅介護で十分満足していただける、そういう介護サービスをこれから目指していくということだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

岩野 松君 1、2点すみませぬ。299ページの財政安定化基金貸付金というので、県の方からというふうにお聞きしたのですが、他の自治体でもこういうのはたいがい借りてあるのか、そこら辺、ちょっと実態がわかりましたらお知らせください。

それから305ページの、高額介護のこの中身をちょっとどれくらいあるのか。935万円ということですが、どういうことが高額介護になるのかということなんかも、お聞かせいただければと思ひます。それから居宅支援にも高額が適用されるので、どういうのが高額になるのかということもお聞かせ下さい。

それとこの10月からは介護保険がまた改定されようというふうに言われていますが、特に介護保険の被保険者ですか、保険料を払っている方たちは、殆どが年金受給者が大半だと思ひます。今までの税の考え方が高齢者に、特に来年度からは50万円の高齢者への税金の方の免除、それから減税も含めたりするんですが、それによる段階の差というのはどれくらい出て来るのか、もし調査ができていましたらお聞かせ下さい。

福祉課長 安定化基金につきましては、介護保険の場合は1期の計画を3年間というふうにしています。この3年間の間というのは、保険料を据え置きしましょうよというのが基本的な考え方にあるわけです。通常でいきますと、1年目、2年目、3年目とだんだん給付が延びるわけでございます。それで同じ保険料でいくわけですから、1年目は余った分を積み立て、2年目が丁度よくなって、3年目はその足りなくなった部分を補填して使うと。給付がいっぱいになるわけですから、足らん分をそこへ積み立てた分を補填して使うという制度でございますので、これは足らなくなるだろうということを想定した制度だというふうに考えております。ですので、他の市町村の使用状況というのはちょっと私、資料持っておりませぬのでわかりませぬが、介護保険の制度上こういったことで裏づけされているというふうなことで考えております。ですので使うことによって、どういうんでしょうか、保険者として困ったなということではないというふうに思ひます。

それから高額介護の関係でございますが、これは所得の状況に合わせて1ヶ月の負担金、負担すべき金額が決められておりまして、それを超えた部分について給付をするというふうなことでございまして。住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者等については1万5,000

0円が限度だというふうなことになっておりますし、全世帯員が住民非課税等については2万4,600円、それからその他については3万7,200円というふうなラインを設けまして、それを超えた部分について補填していくというふうな、高額の負担を緩和していこうというふうな状況でございます。

それから第3期の保険料の関係でございますが、確かにもう少し細かく区分することによって低所得者に対する軽減を図っていこうというふうなことになっているようでございますが、具体的にどうなるかというのはちょっとまだ試算等をしておりませんので、ご容赦いただきたいと思っております。

岩野 松君　　じゃあその安定化基金は、各自治体がそれぞれ確かに3年間で平均してならずというのは最初始まったときからそういうふうに言われてましたが、各自治体がストックするのでなくて、余ったときは県にやるから、足らなくなったら県から来るという考え方を持っていていいわけなんですか。

それとその高額介護サービスというのは、要するに決められた介護度の割合を超えた部分というわけじゃなくて、低額所得者への介護度を使う費用より超えた分とか、何かそういうことと解釈できるんでしょうか。ちょっと私わからなかったので、もう1回お聞かせ下さい。

福祉課長　　今ほど県の方でプールしているというのは、財政安定化基金の方でございますので、これは全市町村が拠出した基金を県の方で管理をしておりますして、足らなくなったらその基金から借入れをして賄うというふうなことです。

もうひとつ先ほど、今度は市の方で積み立てをしている部分の内3,500万円を取り崩しをして、そのうち3,000万円を保険料の軽減に充てたというふうなお話をしました。2種類ありますので、そういうふうに考えていただきたいと思っております。

それからもうひとつは、さっきの高額介護の関係は、あくまでも金額で抑えられて、それをオーバーした方については補填をしていくという制度でございます。

和田英夫君　　全国的に、決算のときはちょっと発言したんですけれど、いわゆる介護サービスと給付の関係です。いわゆる介護業者が不正請求という角度でちょっと質問をさせていただきます。皆さんご承知のように、お年寄りなり家族が申請すると、いわゆる訪問調査をしながらケアプランを立て、介護認定審査で決めて、いわゆる介護サービス。こういう流れになっているんですが、この市内はおそらく良質な介護サービス業者だけだと思いますが、この全国的に言われているような予防策として、どういったことが国・県であり、またそれがこの介護特別会計のなかに出てきているのか。そのための特別の監査体制というようなことが、決算監査のときにちょっと出たんですけれども。このなかで必要な介護サービスはもちろんでいただかなきゃならんわけですが、ともすると全国的にはそういう制度を利用して

というようなことを報道されているわけです。そういうものの予防策というのはこのなかにかに生かされているのか。それを1点お願いします。

福祉課長　　この前のときもちょっと話がありました。まず個々の不正のチェックにつきましては、国庫連の方にレセプトの点検をしてもらっているわけですのでそういったことに

なります。サービスを受ける前段として、今ほど話がありましたように、認定調査からその介護度の認定までこう移りがあるわけですが、事前の認定調査の新規については、市が直営で全部やらしていただいているというのが状況でございます。そういったなかで、認定の調査の中立化を図っていると。

それから報酬につきましては、大体直営と業者の委託の方が半分くらいになっておりますが、そういったこと。それからその介護サービスの計画、ケアプラン等の作成につきましても、市全体で担当者会議だとか、地域ケア会議だとかというふうなことで、年、かなりの回数を打ち合わせをしながらその認定についてどうだかというふうな情報交換をしております。こういったことでそのサービスの質の均一性だとか妥当性というのは確保しているのではないかというふうに思います。また第3期計画のなかでそういった点検をもっと市町村の方に権限を与えとか、あとケアマネについても5年に一遍は資格の更新をする。今は資格を取ると一生もらえていたような状況のようでございますが、これを5年に一遍はそういった研修も含めて更新をすることによって、また質を確保するというふうなことで考えているようでございますので、そういった対応でいきたいと思っております。

和田英夫君　このレセプト点検も私も現物をちょっと参考のために見させていただいたが、これはかなりの枚数のものを点検するわけですから、なかなかそこでというのは目的はわかりますが、非常に難しいなあというふうに思っています。そういったなかで、例えば調査はそれは行政がすると。同じ業者　市は市でもいいしまた民間業者がいるわけですけど　同じサービス業者がケアプランを立て、認定審査を経た後の介護サービスを同じ業者がプランを立て、介護サービスするということは何ら、今のところでは問題がないのか。ちょっとその辺みたいなことがいろいろ報道されていますが。同一業者が方やプランを立て、認定審査会を通った後、同じ業者が介護サービスをするという。この辺は特にその介護法の方に問題はないのか。

福祉課長　今ほど議員言われたように、やはり自分の施設に入る人を自分が調査なり認定のケアプランを立てるということは、やはり弊害があるというふうに言われております。その辺の対応につきましては、新たにスタートする第3期計画のなかで、自分の事業所に入る人に認定はもうできませんよ、というふうなことが基本になるようですので、そういったことで担保できるのではないかと思います。

駒形興一君　私が聞き漏らしたかもわからないんですが、1点は介護運協の方は引き続き諮問機関として立ち上げるかと思われませんが、その費用は載ってないように見えていますけど、それはどうなっているんでしょうか。

それから歳入の方で調整交付金が7パーセントというふうに伺いましたが、これは後期高齢者の比率であるとか、所得の関係で増えていると思われませんが、5パーセントから7パーセントというのは、かなり高額にいただいているように感じますが、合併によって変化があったんでしょうか。その点をひとつ確認をさせていただきたいと思っております。

それから今ほどの質問にちょっと関連しますが、認定者に対して利用される方が約60パ



ーセントで、サービス限度額に対して旧大和では5.4、5.5パーセントという大変高率だったんですが、旧六日町さんとは若干そのサービスの差があるのかなというふうに考えています。それを含めた今年の予算ではあるかと思われませんが、限度額に対していかほどの率で見られているのか。

あるいは、もう1点は、まあまあ補助金なしで民間の介護施設もできている昨今であります。けれどもそのサービス内容について、デイサービスであるとか、諸々の利用施設が過剰になった部分はないのかなというふうに危惧されます。丁度いいが一番いいんですが、足らなくても余っても、過当競争が起きたり、またサービスを受ける方が受けずらいという場面が出てくるわけですので、このサービスの供給、施設の供給ですね、それがこの合併によってそう差がなく利用できるのかできないのか。あるいは足りないところがあるのか、過当競争ないのか。そんなことを全体的にお願いしたいと思っています。

もう1点は、施設入居者を出したくないというのが、この介護保険の目的なんですけども、残念ながら入居者は増える一方だと。そういうなかで施設入居者の、今時点の申し込み者といえますか、待機者といえますか、それらの変動する値といえますか。最近は上昇傾向にあるのか、横ばいなのか、下降気味なのかと。その点も1点伺いたいと思います。以上です。

福祉課長 県の調整交付金の関係でございますが、16年度が6.97パーセントでございました。先ほど7パーセントと言われた細かい数字を言いますと、17年当初、7.02パーセントというふうなことで計算しておりますので、その年度によって若干増減があるというふうなことで考えていただきたい。基本的な部分は5パーセントでございますが、その上乘せの部分については変動があるというふうな状況でございます。

それから限度額の関係です。施設の関係ですが、特別養護老人ホームについてはやはりまだ待機者が、市内で199人ほどいらっしゃいます。これにつきましては今後、この前話がありましたように、苗場福祉会等の関係で供給されるというふうなことはありますが、それにしても絶対量が足りないのではないかなというふうに思います。ただこれから、先ほども話がありましたように予防給付、在宅の関係に力を入れていくなかで、そういった待機者がどこまでクリアできるのか。これからの課題じゃないかなというふうに思っています。（「利用限度に対して旧大和と六日町の差がかなりあったわけですけども、この予算は大体どれくらいで見積もっているのか」の声あり）今ちょっとここに表をちょっと持ってきていませんので、後でまたお答えさせていただきます。

運営協議会といえますか、このなかでは301ページの方へ報償費ということですが。介護保険計画検討委員会ということで開催をさせていただいて、そのなかで介護保険制度全体について、またこれから3期計画のいろいろ詰めが出てきますが、そういった部分をお諮りしていきたいということで、検討委員会というかたちで対応していきたい、というふうに今準備をしております。（「それから、施設の充足度というか、過不足はないのかどうか」の声あり）先ほど言いましたように、特別養護老人ホームではそういうことはありますが、他の施設については丁度今、供給と需要のバランスがとれているようでございます。ただショート

ステイモやはり若干待機といいますが、調整に苦慮しているという話は聞いております。

駒形興一君 在宅の部分も、例えばデイサービスであるとかそういった諸々のサービスを受ける施設が、その供給不足あるいは過剰がないのかということなんですが。例えば、グループホームの場合は、県の補助金をもう待たないで作ったという民間の業者もあります。逆に言うと過当競争までいかないと思うんですけども、そうした状況が生まれる場合と、それから不足の場合と、いずれの場合もサービスを受ける方の不都合が生じるという観点から、その施設の現在の状況を把握する必要があるだろうと。そういう部分でどのように捉えているかということを知りたいんです。そういうことです。

福祉課長 その辺、今の施設でどうだかという部分については、今調査を始めたところでございますので、第3期計画の方へその調査結果を生かしていきたいというふうに思っております。市役所の方にも何件かこういった「福祉サービスの事業を展開したいんだが」というふうな話が来ております。これにつきましては、県の方へ申請をするというふうなことで、市の方が今の段階ではいいとか悪いとか言われたいわけですが、ひとつには施設が十分整って使う側が選択できるような状態というのは、使う側からはいい状況かなというふうには思います。ですが今ほど言いましたように、あまり乱立して過当競争になって、その経営等が行き詰るというふうなことになるかと、またこれは市としても困るわけですから。そういった状況にならないように、また競争原理が働くようにというふうなことで、難しい部分じゃないかなというふうに思っています。

牛木智恵美君 この介護保険を我が家も今使わせていただいております、働く女性にとりましては、本当に心強い制度だなと思っているわけでありまして、この持続的、安定的な制度の運営を是非お願いしたいと思っているわけです。今年度1,900万円余りの財政安定化基金からの借り入れ。これは今度18年、19年、20年の3年間の保険料に新保険料が算定されるその保険料に、おんぶしてその返済分をプラスして徴収しなくてはならないという中身です。サービスの増、それから利用者の増も今後あると思いますけれども、高齢化が一番直撃する、財政的な部分かなと思うんですが。今度それこそ介護予防の方にだんだん制度もシフトしていきますけれども、とにかく青天井でどこまでもサービスも増え、保険料も増え、というわけにいかない部分があると思います。そういった点につきまして、保険料推移の見込みでありますとか、今後のその事業展開の、まだ制度が変わる前かと思っておりますけれども、ちょっと今の時点でまだはっきりしていないので答えにくい部分があるかとは思いますが、その考え方ですね、予防の方にシフトしても、直ぐ1年後であるとか、2年後であるとかに結果が出るとは限らないものですから、そういった点をちょっと教えていただければと思いますが。

福祉課長 第3期計画につきましては、今ほど話あったように、予防に重視を入れながら在宅、その地域でそれぞれ過ごしていただけるような人的な配置、それから施設的な配置をしていこうというふうな考え方でございます。それに伴ってまた保険料の方も抑えていくというふうな考え方です。基本的な考え方はそういうことですが、詳細については今後、今

2次調査等も始めたところですので今年の夏くらいには、ある程度方向付けができるんじゃないかなというふうに思っております。

牛木智恵美君　これは市長に伺わせていただきます。先日、城内病院で行われてますパワーリハビリの方にお邪魔させていただきまして、見せていただきました。やはりある程度の付加をかけて筋肉を鍛えていくということで、かなりその介護度の軽減が見込めるのではないかと。今後長い目で見ていかななくてはわからないわけですが、この介護保険、また健康保険の面からも、良い、素晴らしい施策であるなというふうに感じてまいりました。ただその施策をとり入れるためには、初年度経費といいますか、イニシャルコストが結局かかるわけですね。そういった経費をかけても、今後予防措置を、軽減措置といいますか、長い目で見てそういった対策をとっていただくというお考えであるのかどうか、1点お伺いいたします。

市　　長　　城内病院のパワーリハビリにつきましては、小山医院長がどうしても取り組むべき問題だということで、非常に厳しい財政のなかでありましたけれども、一般会計からも援助をしながら機器を揃えたわけであります。当然それが将来的にきちんと返ってくるという言い方は悪いわけですが、必ず成果が出るという、そういう見込みの元にやったわけでありますので、これからも、先ほどの国保のなかでも出てますけども、そういうことはきちんとやっていかなければならない。それが結果としてやはり保険料の軽減、そしていわゆる介護を受けないで済む皆さん方の育成に繋がっていくものだというふうに確信しておりますので、特にやはり力を入れてやっていかなければならない分野だというふうに感じております。

議　　長　　ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議　　長　　採決いたします。第34号議案、平成17年度南魚沼市介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第34号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第5、第35号議案　平成17年度南魚沼市老人保健特別会計予算を議題といたします。翻案について提出者の説明を求めます。

市　　長　　（提案理由の説明を行う。）

総合市民課長　（説明を行う。）

議長 質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第35号議案、平成17年度南魚沼市老人保健特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって第35号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6、第36号議案 平成17年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。井口市長。

市長 (提案理由の説明を行う。)

企業課長 (説明を行う。)

議長 質疑に入る前に休憩をします。休憩中に予定がありますので、30分、2時45分より再開いたします。

(午後2時15分)

議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

(午後2時45分)

議長 第36号議案の質疑に入る前に福祉課長より、介護保険についての答弁保留分についての発言を求められておりますので、これを許します。

福祉課長 先ほど駒形興一議員の方から、対支給限度額の利用率はどうかということでお尋ねがありましたが、保留しておりましたのでお答えさせていただきます。平成16年4月の段階でございますが、大和につきましては57.7パーセント、六日町につきましては47.7パーセントということで、前後、その前の数字を見ても大体そのような数字で推移しているようでございます。今回の予算につきましては、給付実績等を考慮しておりますので、直接この数字を基にはじいたということではございませんが、結果的にこのような数字が生きているのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

議長 休憩前に引き続き、第36号議案に対する質疑を行います。

中沢俊一君 367ページの六日町浄化センターの維持管理費について伺います。これは六日町時代に、もう4年くらい前になりますか一度大幅な値上げがありました。これは農集の方にもその利用料が波及したものですから、だいぶ当時問題になりましたけども、それから何年か経ちまして、今後そういう急な、突然の料金改定がある可能性があるかどうかひとつ聞かせて下さい。

それからこれはちょっと市長に伺いたいんですが、所信表明のなかで普及率が80パーセントだったということで私大変喜んでおります。そんななかで平成25年までに市民、皆、下水でしょうかね、そういう予定できているわけです。市民のなかにはそれを危ぶむ声はまだあるわけですし、この80パーセントを過ぎた段階で、もう9年あるわけですけども、これは本当に1日でも1年でも早く前倒して事業を完了するようにまたお願いしたいわけです。その辺の見込み、意気込みをまたお願いしたいと思っています。

もう1点、これもまた六日町時代からの持ち越しなんですけども、塩沢の繋ぎ込み率があるわけです。当然10月には合併を控えているわけですが、どうかたちでこの繋ぎ込み率の向上に努めていただけるか。それをまた考えも聞かせて下さい。以上です。

市長 この今の下水道整備計画では、旧大和地区が平成23年でしたか、22年ですか、六日町は25年、一応完了目標ということであります。できればその計画どおりに進めていきたいという思いであります。そうは申しまして、財政面、あるいはまだ第6期地区については、きちんとした方向性がまだ定まっていないという部分もありまして、これらを早急に結論つけていかなきゃならんわけです。気持ちは一日も早く市民皆下水道という、これは実現したいという考えであります。ただ25年で間に合うかどうかというのは、ちょっと今言明ができません。できませんが、極力そういう方向で調整をさせていただきたいと思っています。

それから塩沢の？ぎ込みの関係ですが、前回の値上げはほぼそこに起因をしたという部分でありました。これはまだ塩沢町さんに対して私たちがいろいろ言うことではありませんけれども、整備をしたら一日も早く繋ぎ込んでもらうということは、ある意味では当たり前のことでもあります。特殊な要因がどこにあるのか私はわかりませんが、まあまあ皆さんが自分で浄化槽を設置しているという部分が非常に大きいんだと思いますが、これはやっぱり一日も早くそのための整備でありますので、繋ぎ込んでもらうように、ありとあらゆる努力をしなければならないというふうに感じております。そんなところで、塩沢さんの今、繋ぎ込みですが、どんな程度になったかというのをちょっと把握しておりませんので、もし課長の方がわかればまた応対申し上げますけれども、極力早く繋ぎ込んでいただくような努力は惜しまないということをご理解いただきたいと思います。

企業課長 それでは367ページの浄化センターの関係でございます。まず県の方では、一応平成12年から17年度まで、今131円ということでやっておりまして、131円が17年度最終年度になっております。そうしたなかで、県ではまだ具体的な方策等々はないんですが、これよりも下げる方向で今進めているということでございます。またその金額等が決まり次第ご報告させていただきたいというふうに思っております。

あと塩沢町の水洗化ですけども、塩沢町は今、平成15年度末ですか、70パーセント弱の水洗化になっておると思いますが、60何パーセントだと思いますが、あと具体的な数字についてはちょっと今資料ございませんので、申し訳ありません。

中沢俊一君 議席をいただいて8年になるわけですけども、8年前は六日町の普及率は

やっと40パーセント40.2パーセントだったと思います。8年間でこれだけの高い率になった。あと9年間であれば、なんとかその100パーセントまで持って行ってもらいたい、ということをお私強くこの辺の進捗率と合わせましてお願いしておきます。以上です。

青木一夫君　　今ほどの中沢議員の関連ですけれども、市長に伺います。旧大和地区では確か平成23年、22年だったかな。六日町とそこでやっぱり3年の差があるわけで、前にも合併ということで、合併効果で何とかこれを足並みを揃えることはできないかと、こういうことを申し上げたような気がするわけですけれども、何とか努力をさせていただいて　県の対応が一番の問題だと思うんですけれども、できるだけやっぱり合併した以上は、どこの地区がどのくらい遅れたとかということのないように、何とか対応できなものかなと、こんなふうに考えております。市長の見解を伺いたいと思います。

それと10月に合併をする塩沢地区の整備計画が、もしわかりましたら一応教えていただきたいと、こう思っております。

市　　長　　今ほど中沢議員の質問にお答えいたしました。極力、六日町の最終目標である25年には何とかしたいという思いであります。ただこれを、大和と同じに22年に合わせるとするのは、これはとても無理であります。大和を25年まで延ばせというのであればまたこれは別ですけれど、それはそういうわけにもまいりませんので、とても22年には無理だということだけ申し上げておきます。できうれば25年までに何とかしたいという思いだということだけは、ひとつご理解いただきたいと思っております。

企業課長　　塩沢町の整備計画ということでございます。塩沢町も今現在、流域下水道と農業集落排水ということでやっておりますが、農業集落排水については17年に完了ということをお聞いておりますし、下水道の普及率の100パーセント目標については平成25年度ということで、旧六日町と同じ考え方をしております。以上でございます。

松原良道君　　市長に1点、先ほど中沢議員の方から話が出ましたけれども、下水道事業計画についてちょっとお聞きします。市長ご承知のように、六日町が旧六日町の下水道計画のなかで、先ほど話し出しましたけれども、いわゆる問題になったのがその6期計画地域。この地域に供用開始してからもう10年も15年も経っているなかで、不公平感を是正する意味で浄化槽設置に対しての補助金制度をずっと何年かやってきて、年間25基。もう大体これが順調に今まできて、今年を過ぎますと約200軒近くその補助制度でやった浄化槽が伏されるわけですよ。そしてその6期計画のなかの総体件数が余川の一部を入れて約600ちょっとあると思うんですけれども、そうしたなかで補助金対応は今年で終わります。旧大和町では3期計画のなかで平成22年にはある程度終わるという見込みのなかで、先ほど市長が25年と言いましたけれども、今実際に旧六日町では4期計画が美佐島からようやく繰り上げの小栗山へ入っていく状況です。そうしたなか、この6期計画の地域約600軒対象としたなかで、はたしてあと7～8年でできるというのが、私は今の状況から言うと非常に財政的にも難しいであろうと。

ただ期待されるのは、例えば旧大和町が、全く自治体が違ったわけですから今回どうなる

かわかりませんが、22年に仮に事業が終わったら、その事業費がある程度上乗せして、南魚沼市が新たに使えるということであれば、今言った市長の答弁の「何とか25年」というのは妥当なのかなと思っていますけども。それにしてもこの6期計画について、補助金が今年打ち止めになるというなかで、まだ400軒以上の皆さんが、いわゆる水洗浄化槽、水洗トイレの恩恵にあずかってないわけです。

市長もわかるとおり17号線の沿線、例えば四十日新道で約90軒ありますけども、17号線西、東に全部ばらばらに住宅が存在しているなかで、例えば歩道に伏せるという仮定でしますと、西側の歩道には水道の本管、光ファイバーが全部入っているんです。そうしたなかで推進工法を使ってそこを新たにまた掘って、上側西側の四十日新道の皆さんの下水を、青木、宇津野の広域下水道へ持っていく計画ですから。しかしそれがはたして費用対効果として、本当にやれるのかという心配を私はしているのです。

先ほど市長の答弁のなかで、この6期計画についてはまだ方向が見えてないということです。実際はそのとおりですけども、これはやはりこの住民の皆さんにしてみると、まだこれから年数が経てば経つほど、自分たちがその下水の恩恵にあずかってないと。非常に行政に対する不満がまだ出て来るんじゃないかという気がしています。当然自分の田んぼの耕作地に自分で自らハンコを押してメインパイプを伏せてあるわけですから、非常にそういったことで心配されるんです。

そこで市長にひとつお願いですが、これは行政区が今そういう考えということではなくて、進んで行政の方から今の財政やこれからの計画のなかで、こうしてやらしていただきたいというようなかたちでね。私は逆に行政から行政区に踏み込んで、やっぱり相談をかけるべきじゃないかというふうに考えています。その辺をどう感じていますか、ひとつお願いします。

それと今回の補助制度が終わるわけですけども、この沿線の皆さんから、いわゆる地域のそれぞれの行政区の集落センターありますよね、そこの施設が地元の年寄りの皆さんが月に何回も使うにもかかわらず、合併浄化槽の補助制度がその対象のなかに入っていないわけです。集落センターが。今までずっと個々の合併浄化槽できましたから。そのことに対して、もし補助金がここで切れるのであれば、逆に来年からそういった公の皆さんで使う施設の補助金は件数で言ったって何件じゃないわけですね。6期計画だけをとればそういった対応ができないのかというお願いも出てるんです。お願いと言ってはならないのでした、していただきたいと。

そういったことで、その辺を市長やっぱりどういうふうに考えているのか。私はやっぱり行政が今の財政からいってこうあるべきだと。理想は私も広域下水が理想というのはわかりますけども、約3割近く補助金を出してきた、伏されている浄化槽をなしにして、本当にやれるのかと。目先の騙かしできくのかという気が私はしていますので、その辺、市長の考えを聞かせていただきたいと思います。

市長 最初に前提となるのが、今の6期地区を公共下水道事業で負担金をお願いしながらやっていけるかどうか、まずこの部分であります。それでご承知のように去年、

一昨年でしたか、単独の合併浄化槽を設置した場合と公共下水道でやった場合のランニングコストまで含めた、算出してみました。70年というその耐用年数のなかでは、当然その管路で結ぶ公共下水路の方が最終的には維持管理費は安く済むということでありませうけども。それにしてもこれにしても、いわゆる負担金という問題が、特に農村部でありますので非常に。それから17号線の沿線は非常に広大な敷地を持っている皆さん方が大勢だということのなかで、最大では1,000万円を超える負担金を納めなきゃならんという方もあったわけでありませう。これを解消しなければなかなか、例えば管路を敷設しても、当然でありますけれども負担金も払わない。負担金を払わなければ当然結ばないわけですから、非常に投資的な効率が落ちるといふ。

今いろいろ模索しておりますのは、特定環境保全の公共下水道事業を該当させて、それでやればいわゆる負担金でなくて分担金でありますので、今度は1戸20万円とか25万円とかですね。そういうかたちで済むと。そういう制度もありますので、それらをできうれば、区域の皆さん方からご了解いただければそれを採用させて、計画変更をして、それでやっていけるかと。これはなるべく早いうちに結論を出さなければなりませんので、まだ方向が定まったということでありませうけれども、その制度を利用する方法がひとつあったということでありませう。今までわかりませうでした。あったということでありませう。

大和さんや塩沢さんは、もうそれをだいぶ前から利用しているということでありませう。これはご承知のように用途地域からある程度外れた部分でなければ該当はしないということでありませうが、今、幸いにもその6期地区はそういう該当にほぼなると。ただ、今の5期の皆さん方がそういう該当になる部分が若干あったにもかかわらぬ、負担金でやっていますのでその辺の公平感と言いませうか、その辺が若干問題になるかもわかりませうけれども、6期以降はそういうかたちだということでご理解をいただければ、その方向で進んだ方が将来的にはいいだろうという思いでありませう。

そして、今おっしゃっていただいたように、大和地域が一応このままいきますと22年で終わる。3、4、5と3年間は2町分を100パーセントとは言いませうけど、ある程度上積みもできるだろうと。そうであれば、概ねかたちがとれるのではないかという思いで、先ほども答弁申し上げたとおりでありませうけれども、その辺を今年1年である程度方向をきちんと出して、計画変更をやるならやらなければなりませんので、その辺を地域の皆さん方と。またこっちの財政問題も若干ありますがその辺を含めて早いうちに結論を出して、一日も早く公共下水道部分で、いわゆる単独の浄化槽じゃなくてですね、そういう方向でできうれば整備をしたいというのが今の考え方でありませう。

じゃあその集会所とかそういうところをどうするんだと。これはもしそういう方向が出ましたら、申し訳ないんですけれども、若干待っていただくと。もう先が見えている部分でありますので。そこへまた50万円、100万円投資して、何年後かにはまた繋ぎ換えろというのは非常にやっぱりロスですので。そうになりましたら、その辺はご勘弁いただきたいんですけれども。そういう方向が出ないということであれば、やはりそういう公共的な部分は、市



の責任としてもなるべく早く整備をしていかなければならないと。そういう考え方でありますので、よろしくお願いたします。

笠原幹夫君　今の質問にも関連するわけですが、そうするとその特環ですか、その事業を適用すれば、いわゆる今、大和がやっているみたいな計算方式でやれるということなんですね。それをするかしないかは別にこれからの課題としても、確かにそれはひとつの方法として、受益者から見れば非常に助かる内容です。本当に小さい集落ではかなりその数が入っているんですね、パーセンテージから言っても。だから本当にこれどうするのかなどと、今から心配していたところですが、できる限りそれを早く方向付けをして、住民が安心できるようにして欲しいというふうに考えています。

それから私どもの集会所なんかも、本当を言うと何とかしたいということだったんですけども、最初は今やっている個別なあれで対象になるのかなと思っていたんですけども、それはそういうわけにはいかないということで、実際困っているんです。特に女の人等が「何とかしてくれ、何とかしてくれ」と、しょっちゅう来るわけで、しかし集会所となると相当大きいあれも必要ですので、負担もかかります。そういう点でできる限りその計画を早く策定すること。そうすればそこへいって2年や3年、我慢してもしようがないということになると思いますので、是非ともそれを期待しているところです。

もうひとつは、私もそのそういうかたちでの特環事業というのはちょっとかたちがわからなかったのですが、その場合、維持管理は全部市がやるという、今の特定環境整備と同じようなかたちになるわけですか。その辺ちょっと聞かせて欲しいと思います。

企業課長　先ほど市長が申しあげましたように、特に6期地区につきましては、今、国の方の補助金の適正化要綱によって8年までは浄化槽の補助を入れていいですよということになってますので、その方向で今進んでいるわけですが、それが今年度終了するということになります。そうしたなかで今年度中にそれも含めまして、実際に公共関連特環下水道がいいのか、浄化槽がいいのかとか、そういうのを含めまして検討させていただきたいというふうに思っています。特にこれが平成25年が完了年度ということになっていますが、それが1年でも2年でも延びてしまうということになると、当然今の制度を2年でも延ばしてやらないと、なかなか遂行できないということになりますので、それを含めて計画を策定したい、みたいというふうに考えております。そしてもう1点、もし6期地区については公共流域関連特環の公共下水道になったということになりますと、当然今までどおり市の方で維持管理は行っていくということになります。以上でございます。

種村俊夫君　債務の件でお伺いします。合併協議のなかで合併特例債というのがございます。それは周辺部で、継続事業でも遅れている場合には継続費にもその特例債を適用して、控除できるというふうに私は聞いたんです。ですから下水道事業も例えば市街地が進んでいて、周辺部が遅れている場合には、下水道だとか水道事業の継続事業にもその特例債を使える、という話を聞いてたものですから、こういうものに充てるつもりはないのかどうか。普通どおりのものでいくのか。それで例えば負担率が、普通の借金の場合と全然違うわけです。

それで交付税参入といったって入ってるか入ってないかわからない。特例債だって実際の話、入ってるか入ってないかわかりませんが、帳面上の負担率は、全然特例債の方が有利なわけですから。私たちはそういう説明を聞いてきたと思うし、私はそういう説明を聞いたことありますので、そういう特例債をこういうふうに使うつもりはないのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

市長 この下水道事業等にこの特例債が該当するかどうか、今ちょっと調べておりますが、私の記憶では、どうもないというような気がします。これはわかりません。もし該当するんであれば当然もうこれだけの大事業でありますし、200億円からの債務を抱えての事業ですから、極力有利なそういうものを使わせてもらうというのは当然でありますので、該当するとすれば当然それは使わせていただきたいと。今、財政課長が調べておりますので、その辺の答弁はもうちょっと後までお待ちいただきたいと思います。

岡村雅夫君 先ほどの分担金について、もう一度若干触れさせていただきます。大和町は当時平成4年には六日町方式を採用していました。そして矛盾が起きまして、要するに公共下水道というのは雨水を取り込むという考え方で、市街地で負担金条例ができたわけがありますが、それが無いのになぜ差があるということで、ある農排と公共の接点で問題が起きました。それで他にいい例はないかということで、すぐ隣の塩沢町で既にやっていたと、こういうことであつたわけです。当時私も条例制定のときで、同じ下水道の恩恵を受けるのに、なぜこれだけの格差が必要なんだと、そういうことであつたわけがあります。

さっき市長は負担金が1,000万円もかかる人がいるというような言い方してますが、その辺の実態はどういうかたちなのか。それをよくぞ放置してきたな、という感じが私はします。それは今までの協議のなかで私はお話していたんですが、既に徴収していたところがあるから不可能と、こういう問題だったんですね。ところが今、市長は違うんですね。市長の今の答弁は「理解が得られれば」と、こういう言い方ですよね。なぜこう変わるんですか。これほど変わるんだつたら、もうとっくにできているわけだと、やられたわけだと。それはやはり行政の怠慢と言われてもこれはしょうがないですよ。そこをひとつはっきり今後じゃあそういうふうにならめるといふ、きちとした方向を示さないと、中途半端な言い方で「理解が得られたら」なんていう話では、これは問題外ですよ。

同じ市民として、要するに今度大和地域が、なんでお前たちばかり恩恵受けてるんだと、こういう言い方を逆にされてしまうので、これを機会に、こうしますという、やはり明確な答弁が必要だと思います。大和町の条例をつぶさに見ていただいて、今度合併する塩沢と同じ内容になっておりますので、そこをひとつ明解に答えていただきたいというふうに思います。

次に入札の問題を若干聞かせていただきます。今年36億7,000万円の総予算であります。前年は36億円だ、要するに7,000万円弱の両町の合算では36億円だということでありましたので、そのなかの工事費の割合がどれだけあって、入札に付した額、そしてそれによって入札効果というのはどれほど出ているか、ということがおわかりだつたらお聞き

したい。なぜかと申しますと、決算などで報告があるなかでは、入札効果で延長ができたとか、そういう話も時々には伺っておりますけれども、実際は何億円の仕事でどれだけ浮いたという、その率でも結構ですが、お聞きいたします。

そしてもうひとつは、昨今新潟市で問題が起きているわけでありましてけれども、官製談合という、これはどこまでが談合だかというのは非常に解釈が難しいところなんですけれども、どこの自治体も踏み込まれれば何らかの示唆があったとか、あるいは何かの接触があったとかという話は、当然あるというふうに言われておりますけれども、そういった対策をどういうふうにされているのかちょっとお聞きいたします。

市長 先ほど特環の下水の関係であります、旧六日町の今までの地域のなかは、ご承知のように全部用途地域指定をしたところが主であります。ですからこれをその特環ではやれなかったわけでありまして。ただその周辺部について、どこまでが、どの辺までからが該当になるかというところが今まで調べてきて、いよいよ第6期地区の周辺になれば、これはもう何とか該当するのではないかと。負担金と分担金の違いです。今まで六日町でやっていたいわけの公共下水道分については全部負担金であります。平米いくらというですね、平米いくら。1平方メートルあたり730円いくらかでしょうか。そういうことで負担金条例に基づいていただいていた。分担金は農集排なんかそうなんですけれども、1戸25万円とか、そういう分担金条例でやってきました。ですからこの今まで六日町がやってきたなかで、不公平と言え不公平かも知れませんが、それは法律に則ってやってきていた部分ですので、じゃあそれを前みたいに戻せなんてわけにはまいりません。その条例を制定したときの単価が違っているというのは、それは私はわかりませんが、そういう負担金条例に基づいて下水道法、あるいはそういった法律に基づいての負担金条例を制定して、負担金をいただきてきたわけですので、不公平感があった、ないということは別にいたしまして、それが不条理であるということにはならないわけでありまして。

ですから、大和さんだって浦佐地域のなかはそうじゃないですか。公共部分は、公共部分はちゃんと負担金でしょ。で、あと離れた部分は分担金でやったということ。それを今六日町がやろうとしているわけでありましてから、全くそういう面でその境にいた方は、若干異論があるかも知れませんが、その辺をきちんとご理解いただいた上で、という話を申し上げたわけでありまして。ですので、法律的にどうこうだとかですね、非常に怠慢だということには当たらない部分もあります。若干当たる部分があるんです。なぜその特環でやれるということがもっと早くわからなかったかという部分については、若干怠慢であったと、これは素直に認めさせていただきます。

官製談合でありますけれども、これは私たちは少なくとも私が六日町町長になってからのことしか言えませんから、官製談合なんてことは一切ありません。接触もまずないと。どこで接触されるかと言われれば、それは私はわかりませんが、前の時代から業界の皆さん方は課の名刺置きでも、課の中に入らないでここに名刺置いていってくれとか、そういうことをやってましたが、それが守られてないという部分もあります。ありますが、衆人環視

の中でありますので、何か漏れたとかですね、示唆をしたなんてことはまず絶対ないと。それからこれはひとつお話し申し上げましたが、去年だったですかね、あれは。六日町で談合通報があった、去年の春だったですかね。談合だというような通報がありまして、結果としてはそうでなかったわけですが、なぜその業者がわかると、こういうことです。あそこへ一般競争ですので供覧しておくわけですが、あそこへ来た業者の名前を書いて置いていってくれということになっています。後から来た人は誰と誰が来て見ていったかわかったわけです。ですのでそれは、書いてポストの中に入れて、誰が来たかわからないようにしておくと。そういう改善も加えましたし、そういうなかでは後はお互い職員、業界のモラルになるわけですが、見えないところで、暗いところで行き会っていたなんていえばこれは別ですが、そういうことはまず有り得ないと。職員は絶対そういうことはしていないということをお断言申し上げます。そういう手筈を整えながら、その談合だと言われるようなことは絶対ないようにと、これだけはきつく職員にも訓示してありますので、まず大丈夫だと思っております。

企業課長　　まず今年度、前年度と6,700万円ほど増になっていると。その要因につきましては、農業集落排水の五十沢東部の宮処理場部分が、躯体が出て来たということでその部分が多いということでございます。あと入札で何件入札したかというのは、実際合併後については、各合併前の各町の入札全体で終わってしまっていたので、合併後の入札を何件かというのは今現在調べておりません。（「何件じゃなくて、何億円やって予定価格になると・・・要するに効果がどれほどあって、予算がどれだけ浮いていたかということ」の声あり）はい、件数的にはわかりませんが、効果はどうかということでございます。それにつきましては、私ども、旧大和、旧六日町につきましても、予算の範囲内で請負差額が出れば、どんどん伸ばして行って、普及率を伸ばしていきたいという考え方でございます。そういうことのなかで、かなり当初予定したよりも伸びているということで、効果はあるんじゃないかなというふうに考えております。

岡村雅夫君　　前段の問題では大和町は用途地域、要するに浦佐地域ですね、そこが公共で平米単価705円の基本8万円だったか、4万円だったか。4万5,000円でしたね。そういうことで、平均割を加えた経過がございました。やはりその条例制定の時点で、平均85坪だと、83坪かな。要するに周辺にいくとすぐ300坪、400坪の宅地があるよと。この条例は無理がありますよ、ということは常に指摘がされていたわけですね。

ところが5年か6年前だと思うんですけども、大和町は調査をさせていただいて、その時点でその用途地域以外をそういったかたちでやったわけですね。その時点で当然、隣町にありますので、いい方法をやっているなというふうに察知するのが私は行政マンであるというふうに捉えると、非常に今そういうところもあるとかなないとかなというような曖昧な話になってくるようではありますが、私はやはり不合理だなと。徴収してみてる人自体、あるいはいろいろ不平不満も当時やはり五日町内でもあったのも私わかりますけれども、そういったのをどう対処していったかということが、今の結果を招いていると。こういうことであり

ますので、私は是非とも、これはこの機会じゃないとできません。合併機会で摺り合わせしたことによって、六日町だけこうであったということをとくと説明することによって理解を求めていくと。そうしたことによって負担を和らげていくと。そして同じく恩恵を被られるということを一とつ努力していただきたいと思います。

次に入札については、今ほど市長の意気込みを聞かせていただきましたが、本当にこれだけの不景気等になりますと、大変執行者としてみればいろいろのことがあるかと思いますが、是非そういった姿勢を崩さず、よりまた厳格なかたちがあって欲しいなというふうに思います。終わります。

市長 前段の件であります、例えば具体例を挙げますと、六日町で小栗山というところがありますね。小栗山のなかでもすぐ越路荘近くの辺りについては、なかなか適用ができないだろうと。ただ上部の方へ行って、上の原に近い方へ行けば、それは例えば特環でやれたかもわかりません。だけれども、そういうことはできなかつたわけでありまして、ここは特環でずっと離れて特環、こっちは公共なんてわけにはなかなかいかない。いわゆる用途地域周辺部というのは、言葉ですけれども、なかなか該当しづらいという部分もあったわけです。ちょっと大和地域と六日町のこの市街地周辺というのはちょっと状態が違いまして、用途地域に当然してあってもおかしくないような部分というのが相当あるわけです。そこが用途地域から抜けてるといふ部分もあったわけでありまして、じゃあそれが直ぐ全部特環でやれるかということになりますと、なかなかそういうことにはいかない。ただ部分的にそういう部分が出て来ているわけです。部分的にですね。ですから、そういう皆さん方に理解はきちんとしていただかなければならないと、そういう意味であります。極力特環の制度を適用したなかで、下水道整備を第6期については進めていきたいという基本的な考え方でありまして、またよろしくお願いたします。

議長 先ほど17番議員からの特例債は使えないのかということについて、財政課長より答弁させます。

財政課長 公共下水道事業に特例債が使えるかどうかというご質問でございますが、今ほど担当の方へ確かめて来ました。合併特例債そのものは、両町の不均衡の部分等を是正するような事業、それから合併によって交通を本庁の方へ、通行しやすくするような事業とか、あるいは先進的な全国に先がけるようなそういう事業とかというようなことで、個別の事業の名称は書かれておりません。したがってとりようでは、六日町と大和の下水道事業の普及率が、国で言うその格差になっているのが、なっていないのかというのは、ちょっと今のところわかりませんし、またそこまでちょっと担当の方でも確認してなかつたということで、その辺のところはそういうことでひとつお願いしたいと思います。

それから先ほど入札の関係でございますが、これは下水道だけではありませんが、合併からこれまでの34件、2億6,500万円の請負率でございますが、92.7パーセントということ。これは六日町、大和町にしてはそう大きな変動が出てないということでありまして、若干大和にとっては入札の方法と言いますか、再入札を2回、入札1回、合計3回の

あれをしていたのですが、これを六日町に合わせまして、入札1回、再入札を1回というようなやり方で合併後やっておりますので、そうした部分が若干変更になっております。以上でございます。

種村俊夫君　私が聞いたのも、今、不均衡という話ありましたけども、そういう周辺地と市街地の格差の是正だとか、同じ工事でも片側の普及率の違いとか何か、特例債を使えると私は聞いてたんです。ですから例えば先ほど市長が言われたように、3年あれがありますよね。竣工年度が下水で違うということであれば、例えば周辺からの要望があれば、そういうもので六日町地区に重点的にその負担率の差の分だけでも余計に工事発注できるわけですので、そういうふうにしていけば多少なりとも是正できていくのではないかなと思うんです。単純に単なるそういう普通債じゃなくて、そういうこともぜひ検討してやっていただきたいと私は思います。

和田英夫君　施設管理費でちょっとお伺いします。ここに流域下水1立米131円の負担金という説明があって、なるほどなと思ったんです。そこで、そこに流れ込まないいわゆる公共農排が10の処理場があると思うんですよね、ここで。そこで大和の場合は公共下水、農排を一括していわゆる業者に管理委託していたので。今度は合併したわけですから、10の処理場のいわゆる委託料の根拠となるのは、例えばここに1立米131円というこういうものでひとつの基準を10の処理場にやるのか。そうしてまあまあ数社の業者が入札参加すると思うんですが、考え方としては市の10の処理場は1つの業者に管理委託をするという考え方なのか、10ヶ所まあまあ別にしてというわけにはいかないと思いますが、ある程度分けての考え方か。委託料の算出根拠と業者をどういうふうにするか、考え方をお聞かせ下さい。

企業課長　まず委託料の算出根拠でございます。これにつきましては、当然旧六日町も大和も同じわけですが、委託する内容の積算基準というのが県の方であります。そうしたなかでの積算基準によって設計をして、入札なんですが、見積りのなかの、一般競争じゃなくで見積もり入札というかたちで執行しているという状況でございます。そうしたなかで、下水道の処理場につきましては、下水処理につきましては特に下水道法による管理者だとか電気設備士だとか、そういうのが必要になっております。

そうしたなかで、どのように市の方でやるか、一括するのかということですが、特に大和地区については、大和クリーンセンターで農集を含めて、集中管理方式になっているという状況でございます。六日町地区につきましては、集中管理ではなくて、各農集の処理場、上の原の処理場、これについてを、農集は農集で契約をします。そして公共なら公共で上の原で契約するんですが、それは週何回の点検というかたちのなかでしております。そうしたなかで、今後17年度につきましては私どもの考え方は、まず全部一括入札、1本の契約にするという考え方はしておりません。大和は大和の集中管理があるので、大和の処理場が1本。それと農業集落が1本ということで計画しておりますし、六日町地区につきましても六日町地区で16年度同様に、農業集落は農業集落1本という契約をさせていただきた

いということで、例年、16年度と同様な考え方をしているという状況でございます。

和田英夫君　まあまあ今までの経過からしてそういう考え方もあると思うんですが、問題はね、問題は財政的に経費的にどちらが　いわゆる今度は市になったわけですから、やり方によっては集中管理方式もできると思うんですね。経費的にはどちらが　今までのやり方がいいか、いわゆる集中管理方式にした方がいいか。下水道会計の経費的に。

企業課長　まず経費的なことを考えれば、まず私どもが考えているのは、特に大和処理場なんていうのもうクリーンセンターへ全部24時間詰めているわけでございます。そうしたことを考えれば、単年度契約でなくて、例えば複数年契約で何とか経費を浮かせるんじゃないかという考え方をしております。

それともうひとつは、処理場では一括、管理者制度にするのか、第三者委託にするのか。プロポーザ方式と言いますか、そういうかたちのなかで行った方が、多分経費的には安くなるというふうに思っております。ただそれについては、現時点では時期尚早かなということで考えておりますが、17年度の状況等を見ながらいろいろ検討してまいりたいというふうに考えてはおります。以上です。

和田英夫君　市長に伺いますが、今、担当課長もそれは直ぐには無理だが将来的に、という前向きな考え方ですからそれでいいと思うんですけども、この処理場の管理委託について、特にその集中管理なりそういうふうにいるいろいろ手をかけないようにしていくということについては、市民が特にこれでけしからんというようなことには繋がらないと思うんですね。このことについては。したがって私は　私もそれ以上は不勉強ですが　いずれにしても経費を節減できる、効率的な経費をかけない管理委託にやはり早急に取り組むべきだと思うんです。特に市民の反発なりそういうものはないという気がするんですが、市長のご見解を。

市長　六日町地域のこの農集を、例えば全部そのセンター方式で一括管理ができるかといいますと、これはもうそういう機器を設置していかなければできないわけでありませぬ。これはご存知だと思います。大和さんの方は、今までそのそういうクリーンセンターというか、公共下水の方でしょう、それは、農集は農集で別個でしょう。農集も一緒。（「マンホールポンプが・・・」の声あり）そうですか。そういうかたちが最初からとれていればそれは集中管理の方が、私の考え方ですけれどもある意味では相当経費的に安く済むんだらうという気がします。六日町の方はそういう設備は全くしてありませんので、これを今度集中管理方式なんていいますと全部　今いくつあるのか。5つだか6つあるか。それをまた全部　そのセンター方式に換える設備をしなければならぬわけですので、それだけの投資をして、というよりは今の委託している方式の方で、私たちが見ても、そう高いものだというふうには感じていませんので、当面は今のままらうと。今のままの方がいわゆる費用もかからないということだと思っております。とりあえずはですね。ただ全部工事が終わって、全て維持管理だけに下水道がなっていくときには、また一度考え直す時期が来るかもわかりませぬ。そんなところだと思っております。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第36号議案、平成17年度南魚沼市下水道特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第36号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第37号議案、平成17年度南魚沼市観光施設特別会計予算を議題といたします。

市長 (提案理由の説明を行う。)

商工観光課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

笠原幹夫君 初めてお目にかかった会計ですので、私どもこれを見てちょっとわからないのは、実際、今の課長の説明では、歳出の方は出していってそれによって歳入を入れるのだと、こういうような言い方でしたが、どうもその意味がよくわからないんですけども。これで全く赤字にならない、とんとんの会計になるんですか。それから一般会計から繰り入れは芽だけだということは、これは本当に芽だけなのか。あるいはここからまた800万円だとか、1,000万円だとかいうふうに、後で補正で出ていく予定なのか。その辺ひとつちょっと正直のところを聞かせてもらいたいんです。

商工観光課長 この会計につきましては、例えば今の段階でございますと16年度の部分が、当然この後3月末である程度決算見込みが立つわけでございます。そういうなかでございまして、今私の方に報告が上がっているのは、スキー場の方の関係で、一応1,500万円くらい。それからサイクリングターミナルの方で300万円くらいの欠損が見込まれそうだという話でございます。今までの会計の処理の仕方としましては、3月が過ぎますと早めにある程度の仮決算を組みまして、不足の部分を専決で一応一般会計の方から繰り入れをやっておったという会計でございます。ですのでこの今の全体の事業から言えば、それを即その黒字に持っていかれて繰入金がない会計かと言われると、そういうことではなくて、繰入金が生ずる会計かなと、そういうふうに考えているところでございます。

笠原幹夫君 財務会計上そういうやり方が正しいか間違っているかはわかりませんが、ずっとそういうかたちでやってきたんだから、それなりに正当性があるのかもわかりませんが、一般的にはそういうふうにある程度常時と言いますか、通年そういう数字が出てくるとすれば、むしろはっきりと他会計からそのくらい繰り入れなければやっていかれないことを、示す必要があるんじゃないかと、予算でね。3月末になって専決でいつも、予算で



はこういうふうに見た目が良くなっていて、いつも専決というそういう会計というのは、やはりどうも問題あるんじゃないかと言いますが、財政課長、どうですか。

財政課長　この会計は大和町でもスキー場ができたのが昭和42～43年の頃だったと思うのですが、地域の出稼ぎ対策とか、あるいは町民の社会体育の施設だとか、いろいろなそういう理屈付けのなかでスキー場始まりました。そういうような施設のために赤字決算になった場合の補填のやり方というのが、一般会計というようなことでずっとやってきていました。ただその特別会計でありますので、初めからもう一般会計におんぶにだっこということじゃなくて、やるだけその特別会計でやってみて、駄目だった場合は一般会計の方で補填をすると、いう考え方でそういうようなやり方になっております。通年ですと、ルール分ということで起債の元金と利息2分の1、これをルール分で毎年それはもう年度当初繰出金で組んでいたわけです。たまたま17年度はそういうことで、起債がなくなったということではないんですが、あとその赤字の補填の仕方というのは、今までどおりそういうようなかたちでやってきております。ただこれも大和町議会のなかでは、一旦その赤字で決算すべきじゃないかと。そうした方がよりその赤字の鮮明さがやっぱり一般の皆さん、あるいは議会の皆さんにアピールできるというようなところもありました。ですがなかなか長年のやり方でそういうことやってきましたし、一旦赤字に落とすとしてもこの赤字に落とせばかりではいられなくて、赤字決算をしますと閉鎖期5月末までに観光会計の繰上充用金の専決補正を組まなければならないという、結局同じようなやり方をその前に専決で一般会計から補填するか、一旦決算をしてその後でまた一般会計から補填して両会計の専決補正が出るというような、そういういろいろなことがありまして、今までどおりのかたちで今年度も組ませていただいております。以上でございます。

笠原幹夫君　事情はわかりましたけれども、ここずっと何年かやってきて、ばかに黒字のことがずっとあったとか、たまたま赤字のことが1年なり2年あったというような状況なのか。私はやはり会計の原則から言えば通常間違っはならないということと、誰が見てもそれでもわかるような、わかりやすい予算編成をするというのがひとつの大きな使命だと思います。そういう面では繰上充用の手間もかかるということもあるかもわかりませんが、やはりきちんとしておくべきではないかと。普通他のところで、こういうやり取りがなくて見てれば、なかなかちゃんとした会計なんだなというふうに思うわけですが。その辺はじゃあここずっとこれからもこういうやり方でやっていくというふうに考えているのか。あるいは何とか改善の方向があれば改善をやりたいということになるのか。これは市長からひとつお願いしたいと思います。

市長　今までのことは今までのことといたしまして、この会計につきましては、やはりわからないところは本当にわからないという、旧六日町の方々は殆どわからないというわけでありまして。そういうことでいずれまた塩沢も入って来る、そういう面のなかではやはり一目瞭然というかたちをとることが、一番いいことだろうと思っております。そういうことが直ぐできるかどうか別々にいたしまして、方向的にはそういうことだと。それからい

つまで市で運営するのだというこの部分も含めまして、やっぱり抜本的なことは考えなければならぬといふふうに思っておりますので、それらも含めていろいろ検討させていただきたいと思っております。

中俣 誠君 私はこのスキー場がやっぱり歴史があって、この地域の人たちが経済活動していて、ここを大事にしていかなければならないというのは基本的に皆さんと同じだと思うんですけども。前者と大体同じようなことですが、私はやっぱり予算というのは予算で、これくらいの収入を見込んで、どれで足りなくなってきたときには一般会計から多少の補填はしてつじつまを合わせるといふ考え方が正しいんじゃないかなと。それをすることによって、商工観光課長もここを黒字にするために、やっぱり営業活動を、誘客活動を一生懸命する、ここに勤めてる人も、私たちも一生懸命1円でも予定以上の金はもらわないように頑張っていこう、というのが基本姿勢で活動をしていくというふうに私は考えるわけです。足らなくなったらいくらでもやりますよ、なんていう営業活動させること自体が、企業感覚ではないというふうに思っております。初めての会計であまり力んで申し訳ありませんが、市長もそこを考えながら、私の意見が少しでもまともなことがあるなと思ったら、ぜひ次回に取り入れてもらうようにきちんと要望しておきたいと思っております。

笠原喜一郎君 先ほどの財政課長の説明のなかで、このスキー場ができた経緯をちょっと聞かせてもらったわけですが、これは五日町スキー場もやはりそういう意味でですね、地域の振興を図っていこうということだったんです。今、このスキー場に関わる民間の方ですね、民宿の方というか、その方というのは、どのくらいこのスキー場によって波及効果が生まれているか、ちょっと聞かせていただきたい。

商工観光課長 今のところ宿泊関係では5軒になります。サイクリングターミナルを入れまして。

笠原喜一郎君 その方々というのは、前はもう少しあったわけですか。その辺を少し聞きたいということと、それからその民宿の方が、これからはやはり事業を積極的にやられていけるような方向なのか、それとも自分たちの代くらいはやろうかという、その辺をちょっと聞かせて下さい。

商工観光課分室長 それでは今の件につきまして、商工分室長の高野ですが、私の方から報告させていただきます。3年くらい前まで、もう2軒ほどありました。1軒はやっぱり家庭の事情によって一応止める、もう1軒も家庭の事情もありますけども、一応止めたということで、今は4軒。ターミナルにつきましては非常にこの経営に力を入れて取り組んでいるところでございます。

井口 實君 1件だけ聞かせていただきたいと思っております。この八海山麓の重要性というのはよく認識していますし、また地元にとってはたいへんなスキー場だと思っております。けれども我々旧六日町の議員にしてみれば、内容が先ほどもどなたかが言ったようにわからないわけで、過去10年くらいの年間の一般会計からこの会計に繰り入れた金額というのは大体わかりますか。もうわからないわけではないと思っておりますけど、どのくらいになっているのかち

よっと教えていただきたいと思います。

商工観光課長 私のところにもらってある年度につきましては、平成5年度から15年度までの分がございます。先ほど財政課長からの話がございましたが、一応大規模な機械の更新だとか、スキー場の改修工事が有りますと、それにつきましては建設費償還分につきましてはルール分ということで、元金は一応全額持つと。それから利子については2分の1持つというような、そういうルールがあったようでございます。それはこの経営という部分というか、建設投資の部分ということでございますので別にしまして、平成5年から15年まででは、2年だけ赤字部分の補填がなかった年度がございますが、後は全て赤字の部分が入っております。これはスキー場の方でございます。ターミナルにつきましては今ほどと同じことで、平成5年から平成15年までの間で繰入金がないのは3ヵ年ということで、一応資料を私の方でもらってございます。(「金額はわからないですか」の声あり)金額につきましては、ばらばらでございまして、スキー場の方で少ないときが、平成8年で1,100万円ほどです。それから多いのでは、15年度で2,500万円ほどになっております。それからターミナルの方では少ないときで、150万円くらい、多いときで、一般的な多いときで500万円くらい。これも大和の皆さんはご存知だと思いますが、ターミナルが1回委託から直営になりました。11年になったわけですが、このときに一部改修やりましたので、ちょっと1,500万円という大きな部分でございますが、これは運営上の赤字ということではございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

遠山 力君 これが少しでも歳入の足しになるかどうかわかりませんが、今日の日報に出てましたけども、今、この辺でしみ渡りというのがあるんです。これは五日町の衆が今年で10回目になりますけども、年々ずっと成長してきまして、これでもって今回は120人参加したうち、旅館に泊まった方、宿泊した方が20人前後いらっしゃいました。そういう方は地元のその4軒のところに役に立つと思うのです。そういうのは1年、2年ではできませんけれども、六日町に何ヶ所か、せつかく雪があるわけですので、しみ渡りというのを育てていけばと思います。それでそのなかでも八海山麓のスキー場は、スキー場があるというのは、丁度疲れた帰りのときにけつ滑りで降りられるので非常にいいんですね。そういう条件がいいですので、取組みの最初として、取り組んではいかがでしょうか、と思うのですが、課長の考えを伺います。

商工観光課長 今ほどの提案ばかりではないのですが、私たちもこれを実質的に担当する課でございまして、ご指摘のとおり今のままで決まるとは思っておりませんが、なかなかこう辛い部分を任ることになったなど、こう思っています。ただそういうなかで今年もかなり一般経費の部分等々につきましては、厳しくメスを入れまして、この範囲内でやって下さいというお願いもしている部分がございます。それとともにやはりこれから誘客、それからスキー場を使ってもらおうと、おかげさまでここにはサイクリングターミナルというこれ自転車も結構ございますので、夏場の活用としても考えていきたいと思っています。そういう意味ではありとあらゆる方法を駆使しまして、少しでも収入が上がるように努力をしたい

と思います。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決します。第37号議案、平成17年度南魚沼市観光施設特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第37号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第38号議案、平成17年度南魚沼市訪問看護特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

保健課長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 この会計と申しますか施設は、大和病院との関連が非常に強いのではないかなというふうに思います。そうしたなかで、前年度6,780万円というのを今年6,200万円という、こういう計画が後退しているわけでありまして。やはり病院の充実がこの会計を豊かにするという、こういった論を私はするんですが、以前私は、この会計は非常に儲かる商売だということをした覚えがあるんですが、こういった経過をたどる原因として、どうということが考えられるか。まずお聞きいたします。

保健課長 先ほども申し上げましたが、予算総額の昨年比、マイナスの点は、現在が若干去年より落ちているという要因が一番大きいわけですが、その要因ということで、私どももいろいろ考えているなかでは、やはりおっしゃるように、大和病院、整形に非常にリンクする事業でございますので、休診になっているということは大きな要素ではないかと、私どもも考えておるところですが、今度4月から整形が常勤2名ということで復活するというところに大きな期待をしておるところでございます。あと決算議会等でもいろいろございまして、その後もその要因等についていろいろ考えたところでございますけれども、市内の他の同様なステーションでも、そんなに流れているということではなくて全体がやっぱり落ちているというのが、現在までちょっといろいろその後状況に聞いたなかでの状況でございます。以上です。

岡村雅夫君 かつて大和町病院は滞在、入院、手術等の後ですが、入院日数が非常に少ないという経過がございました。それはこれをいかに利用するかということだったわけですね。ということは今、整形外科という話がありました。確かにそれは要因にあります、そのほかにまだまだ外科的な問題などもかなり。最近は病院経営のために入院日数が多くなっ

ているのではないかなというふうに考えていますが、その辺がやはり病院が流行らないと申しますか、そういうのがかなり原因をしていると思います。ですのでそのまた充実を考えていただかないと、この会計自体が大変なことになるかなという。要するにスタッフは揃えているわけでありますので、その点をひとつ配慮していかなければならないのではないかなと思います。以上です。

牛木茂雄君 大和町の16年度決算のときにもご指摘申し上げましたが、まず417ページの居宅支援サービス計画費、561万円についての考え方をお聞かせ願いたい。私がこの前、決算のときに指摘をしたのは、いわゆるケアプランを作る、作らないというか、だんだん少なくなっているわけですから、これを増やしていくのか、いかないのか。おそらくケアプランを少なくしてきたのが介護保険関係のものが少なくなってきた原因ではないかと、指摘をさせていただいたわけなんです、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

保健課長 決算議会のとき、おっしゃられるようにご指摘をいただきまして、その後も所長等と議論を重ねたところでございます。その原因と言いますか、そういうもので現場の方での考え方は、15年度が非常に結構伸びているんですが、15年度で重篤であった人がだいぶ亡くなっているという点。それからもうひとつは、訪問看護ステーションも同じような推移で減少を今回しております。そういうなかでそのケアプラン作成が即その原因とは、なかなか現場の方では見ておられない。それに本来的にはこの前も若干申し上げましたが、ケアプランというのは、その療養者、在宅療養の方のニーズと要望を踏まえて、その人に一番適正なようにプランを組むべきものでございまして、我田引水で組んではいかんということです。従来監査のときには、そういう観点から非常に県の監査でも、そういうことがないということで褒められたというようなお話も、そこでちょっと所長からも聞いたことがありました。そういうこともあって、なおさらそういう要因ではないのではないかと。

それから今後の展開の方法でございます。この前も若干申し上げましたが、ケアプランにつきましては合併を契機とした議論のなかで、市には病院のホームケアステーション等がございまして、それと在宅介護の部署で、主にケアプラン作成業務はそちらで担うような方向で持っていきたいというなかで、現在は主に従来からステーションで作成に携わってきた人を中心にやっておるようです。

それともうひとつは、若干今、介護の改正のなかでも議論されておりますが、ケアプラン作成を中立的な機関に一元化するべきではないかというような議論もありまして、そういうのも見たなか。あるいはもうひとつは15年、それを議論した頃が非常に訪問が多くて、なかなかプランまで回らないというなかで、ステーションでは訪問看護に集中しようというようなことで、そういう今の役割分担になっておるようでございます。当面はそういう方向でまず様子を見たいと。それから収支も非常に重要な要素でございますが、幸いなことに病院というものに併設されておりますので、供給と両方のなかで収支バランスも考えていけるかなと。供給側をいじるということも可能なわけですので、収支については注意していきたい

というふうに考えております。以上です。

牛木茂雄君 お話は良くわかりましたし、私も推移を見たいと思います。ただ1点だけ過去に大和町では保健課の保健婦さんがケアマネをやって、それをこの会計のなかで処理をしたという経験があるんですが、今はそういうことはありませんか、どうでしょうか。

保健課長 合併調整というなかで、六日町が保健課でやっておりませんので、そういうこともございまして、在宅の方に一元化していったと。現在はそういうことで保健課ではやっておりません。

議長 以上で質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

議長 採決いたします。第38号議案、平成17年度南魚沼市訪問看護特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第38号議案は原案のとおり可決されました。

議長 お諮りします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定をいたしました。明日の本会議は午前9時30分から当議事堂で開きます。大変お疲れ様でした。

(午後4時15分)